

厚生労働省発子 1017 第 5 号  
平成 30 年 10 月 17 日  
一部改正 厚生労働省発子 1031 第 1 号  
令和元年 10 月 31 日  
一部改正 厚生労働省発子 0312 第 60 号  
令和 2 年 3 月 12 日  
一部改正 厚生労働省発子 0122 第 2 号  
令和 3 年 1 月 22 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

#### 保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。



## 別 紙

### 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

#### (通則)

- 1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省  
労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

##### (1) 保育士資格取得支援事業

###### ①保育士資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号）の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」の I 「保育士資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

イ 地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

###### ②保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」の II 「保育士試験による資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 受験対策学習費用補助事業

民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

イ 保育士試験受験直前講座実施事業

都道府県又は指定都市が行う事業

##### (2) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 2 に定める「保育士試験追加実施支援事業実施要綱」により、都道府県又は指定都市が行う事業

##### (3) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添3に定める「保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 保育士宿舎借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添4に定める「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(5) 保育人材等就職・交流支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育人材等就職支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(6) 保育体制強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② ①の事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 保育補助者雇上強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業（指定都市及び中核市を除く。）に対して都道府県が補助する事業

(8) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(9) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

(10) 潜在保育士再就職支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添10に定める「潜在保育士再就職支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(11) 保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」（平成 28 年 2 月 3 日厚生労働省発雇児 0203 3 号）の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が行う事業
- ② 都道府県等が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

(12) 保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 30 号）の別添 1 に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(13) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 2 に定める「都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都市部における保育所等への賃借料支援事業  
市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 保育所設置促進事業  
民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(14) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 3 に定める「認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 認可化移行可能性調査支援事業、認可化移行助言指導支援事業、指導監督基準遵守助言指導支援事業
  - ア 都道府県が行う事業
  - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- ② 認可化移行移転費等支援事業
  - ア 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
  - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(15) 民有地マッチング事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 4 に定める「民有地マッチング事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援、整備候補地等の確保支援
  - ア 都道府県が行う事業
  - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- ② 地域連携コーディネーターの配置支援
  - ア 都道府県が行う事業

- イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- ウ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- エ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(16) 広域的保育所等利用事業

「多様な保育促進事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号）別添 5 に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(17) 保育利用支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 1 に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(18) 3 歳児受入れ等連携支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 2 に定める「3 歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 3 歳児受入れ連携支援事業
  - ア 市町村が行う事業
  - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

- ② 家庭的保育コンソーシアム形成事業

- ア 市町村が行う事業

(19) 医療的ケア児保育支援モデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 3 に定める「医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市又は中核市（以下この号において「都道府県等」という。）が実施する事業
- ② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 4 に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(21) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」（平成 29 年 4 月 28 日雇児発 0428 第 4 号）の別添 3 に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業

② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

③ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(22) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 基本改善事業及び環境改善事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）

ア 指定都市又は中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業

イ 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

ウ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 環境改善事業（安全対策事業）

ア 都道府県が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が補助する事業

③ 環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）

ア 市町村が行う事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(23) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に定める「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(24) 保育施設・事業の届出促進事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添2に定める「保育施設・事業の届出促進事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(25) 放課後居場所緊急対策事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添1に定める「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(26) 小規模多機能・放課後児童支援事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2に定める「小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(27) 待機児童対策協議会推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添6に定める「待機児童対策協議会推進事業実施要綱」により、都道府県が行う事業

(28) 新たな待機児童対策提案型事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添7に定める「新たな待機児童対策提案型事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村（以下この号において「都道府県等」という。）が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ③ 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(29) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添8に定める「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(30) 認可外保育施設改修費等支援事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添4に定める「認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村（以下この号において「都道府県等」という。）が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと（3の（3）、（4）、（6）、（7）、（10）、（12）から（14）まで、（17）、（18）の①、（20）、（22）、（29）及び（30）については施設ごと、（16）については箇所ごと、（25）及び（26）については事業所ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

① 3の（4）の事業以外

ア 第2欄の種目ごと（3の（3）、（6）、（7）、（10）、（12）から（14）まで、（17）、（18）の①、（20）、（22）、（29）及び（30）の①については施設ごと、（16）については箇所ごと、（25）及び（26）については事業所ごと）に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄

付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(4)の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点で本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の①イ及び②ア、(3)の②、(5)の②、(8)の②、(10)の②、(11)の②、(14)の②イ、(15)の②ウ及びエ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②、(28)の②イ及びウ並びに(30)の②の事業

ア 第2欄の種目ごと(3の(3)の②、(10)の②、(14)の②イ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②及び(30)の②については施設ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(4)の②の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点で本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 3の(6)の事業

ア ①の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④ 3の(7)の事業

ア ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑤ 3の(12)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑥ 3の(13)の①の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑦ 3の(13)の②の事業、(29)の②並びに(30)の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑧ 3の(19)の②並びに(23)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑨ 3の(21)の事業

ア ②の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑩ 3の(22)の事業

ア ①のイの事業、③のイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑪ 3の(24)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

① (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8) 及び (9) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

(12) (11) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(13) 都道府県又は市町村が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」)と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」(市町村の場合は「市町村長の承認」)と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」(市町村の場合は「市町村」)と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(14) (13) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)から(2)まで、(4)から(12)まで、(14)から(26)まで及び(28)から(30)までに係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式3による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式5に添えて

別に定める日までに厚生労働大臣に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 都道府県知事は、7の(1)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)から(2)まで、(4)から(12)まで、(14)から(26)まで及び(28)から(30)までに係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式9に添えて翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受領したときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日（6 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式 11 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 4, 7, 8 及び 11 に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円</p> <p>・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円</p> <p>・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,000円</p>	<p>保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	1/2
		<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 7,000円</p>		
		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p>		
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円</p> <p>・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円</p> <p>・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p>		
		<p>5. 保育士試験受験直前講座実施事業(うち、保育士試験受験直前講座実施事業) 直前講座受講者1人当たり6,000円</p>		
	保育士試験追加実施支援事業	厚生労働大臣が別に定める額	保育士試験追加実施支援事業を実施するために必	1/2

			要な旅費、共済費、委託料、使用料及び賃借料	
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに 264,000 円		保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度において本事業の対象者であって、令和2年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000 円		保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	1 / 2
保育人材等就職・交流支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり 11,667,000 円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000 円		保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
	2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 7,000 円 ②調整費 1人当たり 4,000 円 (2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000 円 ②調整費 1人当たり 4,000 円			3 / 4
	3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額			1 / 2
保育補助者雇上強化事業	1. 利用定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,264,000 円 2. 利用定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,528,000 円		保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3 / 4
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	1. 若手保育士への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 2. 保育事業者への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円		若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、	1 / 2

		3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円	報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	
保育士・保育所支援センター設置運営事業		(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費 1自治体当たり 4,300,000円 (2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1自治体当たり 4,000,000円 ※加算の対象となる場合、1自治体当たり 8,000,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円 (3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1自治体当たり 465,000円 (4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1自治体当たり 4,030,000円 (5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1自治体当たり 3,517,000円 (6) マッチングシステム導入費 1自治体当たり 7,000,000円 (減額の場合) 5,000,000円 (7) 放課後児童支援員の人材確保支援経費 1自治体当たり 1,190,000円	保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
潜在保育士再就職支援事業		1施設当たり 100,000円	潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育士修学資金貸付等事業		1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1人当たり月額 50,000円以内 (2) 加算額 ・入学準備金（貸付初回時） 1人当たり 200,000円以内 ・就職準備金（卒業時） 1人当たり 200,000円以内	保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信	9 / 10

		<p>・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p>2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000円以内(加算分) 1か所当たり年額 2,215,000円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の1/2 ※ ただし、上限 月額27,000円</p> <p>4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000円以内(加算分) 1人当たり 200,000円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000円以内</p> <p>6 事務費 ・1事業当たり 4,275,000円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1事業当たり 5,775,000円以内 ※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事業を実施する場合に限る。</p>	<p>運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	
<p>保育所等改修費等支援事業</p>		<p>(2) 小規模保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1事業所当たり 32,000,000円 ②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1事業所当たり 35,000,000円 ③上記①、②以外の場合 1事業所当たり 22,000,000円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等 ①平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費</p>	<p>1/2 (注1) 2/3</p>

	<p>1 施設当たり 35,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 32,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 35,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 22,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p>		
認可外保育施設改修費等支援事業	<p>(1) 改修費等支援事業</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(2) 移転費等支援事業</p> <p>・移転費</p> <p>1 施設当たり 1,200,000 円</p> <p>・仮設置費</p> <p>1 施設当たり 3,800,000 円</p>	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	1 / 2
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	<p>1. 認可化移行可能性調査支援</p> <p>1 施設当たり 576,000 円</p> <p>2. 認可化移行助言指導支援</p> <p>1 施設当たり 514,000 円</p> <p>3. 指導監督基準遵守助言指導支援</p> <p>1 施設当たり 771,000 円</p> <p>4. 認可化移行移転費等支援事業</p> <p>(1) 移転費</p> <p>1 施設当たり 1,200,000 円</p> <p>(2) 仮設置費</p> <p>1 施設当たり 3,800,000 円</p>	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、工事請負費、需用費(消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借	1 / 2

			料、備品購入費	
民有地マッチング事業	<p>1. 民有地マッチング支援</p> <p>1 自治体当たり年額 5,700,000 円</p> <p>2. 整備候補地等の確保支援</p> <p>1 自治体当たり年額 4,500,000 円</p> <p>3. コーディネーター配置支援</p> <p>1 か所当たり年額 4,400,000 円</p>	<p>民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費(会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	
広域的保育所等利用事業	<p>1. こども送迎センター等事業</p> <p>(1) バス購入費又は借上げ費</p> <p>①購入費 送迎センター1か所当たり 15,000,000 円</p> <p>②借上げ費 送迎センター1か所当たり 7,500,000 円</p> <p>※自宅等送迎事業については、1事業当たりとする。</p> <p>(2) 保育士等雇上費 保育所等及び1センター1か所当たり 5,000,000 円</p> <p>(3) 運転手雇上費 5,000,000 円</p> <p>(4) 事業費(送迎センター実施場所の賃借料、燃料費等)</p> <p>①こども送迎センター事業 10,092,000 円</p> <p>②自宅等送迎事業 1,009,000 円</p> <p>2. 代替屋外遊戯場送迎事業</p> <p>(1) バス購入費又は借上げ費</p> <p>①購入費 1事業当たり 15,000,000 円</p> <p>②借上げ費 1事業当たり 7,500,000 円</p> <p>(2) 保育士等雇上費 保育所等1か所当たり 5,000,000 円</p> <p>(3) 運転手雇上費 5,000,000 円</p> <p>(4) 事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 10,092,000 円</p> <p>ただし、1と2の両方の事業を実施する場合は、(1)のバス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。</p> <p>3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,270,000 円</p>	<p>広域的保育所等利用事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費、車両購入費、運行費、改修費、公課費</p>	1 / 2	
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000 円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備</p>	<p>保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済</p>	1 / 2	

		1 か所当たり 年額 2,406,000 円	費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000 円</p> <p>2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1市町村当たり年額 4,183,000 円</p> <p>(2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1市町村当たり年額 8,183,000 円</p>		3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
医療的ケア児保育支援モデル事業	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 7,915,000 円</p> <p>(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 7,365,000 円</p> <p>2. 加算分単価 (1) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,100,000 円</p> <p>(2) ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 550,000 円</p>		医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	1 / 2
家庭支援推進保育事業	1 か所当たり 3,846,000 円		家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1 か所当たり年額 4,567,000 円		保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円		認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通	1 / 3

			信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
保育環境改善等事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）	<p>(1) 基本改善事業 1事業あたり 7,200,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 1事業あたり 1,029,000円</p>		保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	1 / 3
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）	<p>(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設あたり 32,000,000円</p>		保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	1 / 2
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回あたり 302,000円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人あたり 年額 4,062,000円</p>		保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	1 / 2
保育施設・事業の届出促進事業	1自治体当たり年額 40,000,000円		保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、謝金、旅費、委託費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（保守料、通信運搬費、広告料、手数料）、使用料、賃借料	3 / 4

	放課後居場所緊急対策事業	<p>1 か所当たり年額 1,021,000 円</p> <p>・開設準備経費（改修費等） 500,000 円追加</p> <p>※事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1 / 3
	小規模多機能・放課後児童支援事業	<p>（1）基本事業</p> <p>・「放課後児童対策支援事業の実施について」（平成31年3月29日子発0329第2号子ども家庭局長通知。以下「実施通知」という。）の別添2の3（1）の事業を実施する場合</p> <p>1か所当たり年額 1,021,000 円</p> <p>・実施通知の別添2の3（2）の事業を実施する場合</p> <p>1か所当たり年額 2,121,000 円</p> <p>（2）加算事業</p> <p>・放課後児童支援員を配置する場合</p> <p>年額 680,000 円追加</p> <p>・開設準備経費（改修費等）</p> <p>2,000,000 円追加</p> <p>※事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合の年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1 / 3
	待機児童対策協議会推進事業	1自治体当たり年額 2,678,000 円	待機児童対策協議会推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
	新たな待機児童対策提案型事業	<p>1自治体当たり年額 10,000,000 円</p> <p>ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合</p> <p>1事業当たり年額 10,000,000 円</p>	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使	10 / 10

			用材料及び賃借料、備品購入費等	
間接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,000円</p>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
		<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 7,000円</p>		
		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p>		
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p>		
		<p>5. 受験対策学習費用補助事業(うち受験対策学習費用補助事業) 保育士試験受験のための学習に要した経費</p>		

		の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円		
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円		保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2
保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度において本事業の対象者であって、令和2年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000円		保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	2/3
保育人材等就職・交流支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり 11,667,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円	保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2	
	2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 7,000円 ②調整費 1人当たり 4,000円 2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000円 ②調整費 1人当たり 4,000円		3/4	
	3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額	1/2		
保育体制強化事業	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000円 2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 50,000円 ②安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者に謝金を支払う場合又は委託する場合 1か所当たり月額 50,000円 ※①、②は1か所につき一方のみ	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3の(6)の① の場合 1/2 3の(6)の② の場合 2/3	

保育補助者雇上強化事業	<p>1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 2,264,000 円</p> <p>2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 4,528,000 円</p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>3の(7)の②の場合 3/4</p> <p>3の(7)の③の場合 6/7</p>
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	<p>1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p>	<p>若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費</p>	<p>1/2</p>
潜在保育士再就職支援事業	<p>1 施設当たり 100,000 円</p>	<p>潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>1/2</p>
保育士修学資金貸付等事業	<p>以下に掲げる額に 9/10 を乗じて得た額</p> <p>1 保育士修学資金貸付</p> <p>(1) 基本額 1 人当たり月額 50,000 円以内</p> <p>(2) 加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学準備金(貸付初回時) 1 人当たり 200,000 円以内</li> <li>・就職準備金(卒業時) 1 人当たり 200,000 円以内</li> <li>・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であつて、養成施設に入学し、在学する者 1 月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第 1 類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</li> </ul> <p>2 保育補助者雇上費貸付 1 か所当たり年額 2,953,000 円以内(加算分) 1 か所当たり年額 2,215,000 円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の 1/2</p>	<p>保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>10/10 (注 2)</p>

		<p style="text-align: center;">ただし、上限 月額 27,000 円</p> <p>4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000 円以内 (加算分) 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の 1/2 ※ ただし、年額 123,000 円以内</p> <p>6 事務費 ・1事業当たり 4,275,000 円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1事業当たり 5,775,000 円以内</p>		
<p>保育所等改修費等支援事業</p>	<p>(1) 賃貸物件による保育所等改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 20,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 32,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 60,000,000 円 (イ) 老朽化対応の場合 1 施設当たり 32,000,000 円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 14,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり 21,000,000 円 (イ) 老朽化対応の場合 1 施設当たり 21,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 23,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 35,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費 (燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料 (敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>		<p>賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2/3 (注 1) 8/9</p> <p>家庭的保育改修費等の場合 1/2 (注 1) 2/3</p>

		<p>1 施設当たり 63,000,000 円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用 (増加) 定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 17,000,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 24,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用 (増加) 定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 15,000,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下</p> <p>1 施設当たり 27,000,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 60 名以上</p> <p>1 施設当たり 55,000,000 円</p> <p>(イ) 老朽化対応の場合</p> <p>1 施設当たり 27,000,000 円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用 (増加) 定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 9,000,000 円</p> <p>利用 (増加) 定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 16,000,000 円</p> <p>(イ) 老朽化対応の場合</p> <p>1 施設当たり 16,000,000 円</p> <p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急に対応する 施策について」の対応方針について」に基 づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に 参加する自治体への支援策について」に基 づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1 事業所当たり 22,000,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加 する自治体への支援策について」に基づいて実 施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 35,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p>		
--	--	---	--	--

		<p>②上記以外の場合 1施設当たり 32,000,000円</p> <p>※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号 「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1か所当たり 32,000,000円</p> <p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1か所当たり 35,000,000円</p> <p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円</p> <p>③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1か所当たり 22,000,000円</p> <p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号 「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり 32,000,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり 35,000,000円</p> <p>③上記①、②以外の場合 1施設当たり 22,000,000円</p>		
認可外保育施設改修費等支援事業		<p>(1) 改修費等支援事業 1施設当たり 32,000,000円</p> <p>※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000円</p> <p>(2) 移転費等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転費 1施設当たり 1,200,000円</li> <li>・仮設置費</li> </ul>	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金	2 / 3

	1 施設当たり 3,800,000 円	を除く。)、備品購入費	
都市部における保育所等への賃借料等支援事業	<p>(1) 都市部における保育所等への賃借料支援事業</p> <p>① 平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり年額 12,000,000 円</p> <p>② 上記①以外の場合</p> <p>1 施設当たり年額 22,000,000 円</p> <p>(2) 保育所設置促進事業</p> <p>1 か所当たり 21,200,000 円</p>	都市部における保育所等への賃借料等支援事業を実施するために必要な賃借料((2)の事業については敷金を除く。)	<p>(1) 10/10</p> <p>(2) 2/3</p>
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	<p>4. 認可化移行移転費等支援事業</p> <p>(1) 移転費</p> <p>1 施設当たり 1,200,000 円</p> <p>(2) 仮設設置費</p> <p>1 施設当たり 3,800,000 円</p>	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
民有地マッチング事業	<p>3. コーディネーター配置支援</p> <p>1 か所当たり年額 4,400,000 円</p>	民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費(会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援</p> <p>1 人当たり 月額 20,000 円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備</p> <p>1 か所当たり 年額 2,406,000 円</p>	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業</p> <p>1 か所当たり 年額 4,549,000 円</p>	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委	1/2

			託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
医療的ケア児保育支援モデル事業	<p>1. 基本分単価</p> <p>(1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 7,915,000円</p> <p>(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 7,365,000円</p> <p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,100,000円</p> <p>(2) ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 550,000円</p>	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	2 / 3	
家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,846,000円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2	
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり年額 4,567,000円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	2 / 3	
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1市町村当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	3の(21)の②の場合 1 / 3 3の(21)の③の場合 1 / 2	
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	<p>(1) 基本改善事業 1事業当たり 7,200,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1事業当たり 1,029,000円</p>	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補	3の(22)の①のイの場合 1 / 3 3の(22)の①のウの場合 1 / 2	

			助及び交付金	
保育環境改善等事業（安全対策事業）	（２）環境改善事業 安全対策事業 1施設当たり 500,000円以内	保育環境改善等事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用		2 / 3
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）	（２）環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 32,000,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金		1 / 2
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 302,000円  2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費		2 / 3
保育施設・事業の届出促進事業	1市町村当たり年額 40,000,000円	保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（保守料、通信運搬費、広告料、手数料）、使用料、賃借料		6 / 7
新たな待機児童対策提案型事業	1自治体当たり年額 10,000,000円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1事業当たり年額 10,000,000円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委		10 / 10

			託料、使用料及び賃借料、 備品購入費等	
--	--	--	------------------------	--

(注1) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。）が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9）とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1，2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

(注2) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10を補助する場合に限る。

## 保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額（一人当たり月額）

NO	自治体	基準額 (円)
1	北海道	48,000
2	札幌市	55,000
3	函館市	48,000
4	小樽市	41,000
5	旭川市	48,000
6	室蘭市	40,000
7	釧路市	43,000
8	帯広市	48,000
9	北見市	41,000
10	夕張市	28,000
11	岩見沢市	48,000
12	網走市	39,000
13	留萌市	39,000
14	苫小牧市	41,000
15	稚内市	41,000
16	美瑛市	37,000
17	芦別市	33,000
18	江別市	44,000
19	赤平市	22,000
20	紋別市	38,000
21	士別市	33,000
22	名寄市	44,000
23	三笠市	25,000
24	根室市	35,000
25	千歳市	49,000
26	滝川市	44,000
27	砂川市	38,000
28	歌志内市	24,000
29	深川市	39,000
30	富良野市	43,000
31	登別市	41,000
32	恵庭市	49,000
33	伊達市	48,000
34	北広島市	47,000
35	石狩市	49,000
36	北斗市	46,000
37	当別町	36,000
38	七飯町	47,000
39	森町	41,000
40	八雲町	41,000
41	倶知安町	52,000
42	余市町	46,000
43	美幌町	36,000
44	遠軽町	33,000
45	白老町	29,000
46	新ひだか町	38,000
47	音更町	47,000
48	芽室町	44,000
49	幕別町	41,000
50	釧路町	50,000
51	別海町	39,000
52	中標津町	46,000
53	青森県	45,000
54	青森市	48,000
55	弘前市	47,000
56	八戸市	45,000
57	黒石市	38,000
58	五所川原市	36,000
59	十和田市	47,000
60	三沢市	50,000
61	むつ市	45,000
62	つがる市	35,000
63	平川市	44,000

NO	自治体	基準額 (円)
64	藤崎町	38,000
65	七戸町	43,000
66	東北町	32,000
67	おいらせ町	55,000
68	五戸町	32,000
69	南部町	31,000
70	岩手県	47,000
71	盛岡市	52,000
72	宮古市	37,000
73	大船渡市	33,000
74	花巻市	42,000
75	北上市	48,000
76	久慈市	40,000
77	遠野市	35,000
78	一関市	52,000
79	陸前高田市	31,000
80	釜石市	37,000
81	二戸市	42,000
82	八幡平市	43,000
83	奥州市	48,000
84	滝沢市	51,000
85	雫石町	39,000
86	紫波町	47,000
87	矢巾町	53,000
88	金ヶ崎町	63,000
89	山田町	40,000
90	洋野町	30,000
91	宮城県	55,000
92	仙台市	59,000
93	石巻市	40,000
94	塩竈市	45,000
95	気仙沼市	32,000
96	白石市	46,000
97	名取市	55,000
98	角田市	48,000
99	多賀城市	51,000
100	岩沼市	52,000
101	登米市	47,000
102	栗原市	43,000
103	東松島市	42,000
104	大崎市	52,000
105	富谷市	60,000
106	大河原町	54,000
107	柴田町	49,000
108	亶理町	46,000
109	七ヶ浜町	45,000
110	利府町	59,000
111	大和町	50,000
112	加美町	38,000
113	涌谷町	33,000
114	美里町	43,000
115	秋田県	45,000
116	秋田市	48,000
117	能代市	35,000
118	横手市	45,000
119	大館市	42,000
120	男鹿市	28,000
121	湯沢市	43,000
122	鹿角市	36,000
123	由利本荘市	43,000
124	潟上市	41,000
125	大仙市	48,000
126	北秋田市	40,000

NO	自治体	基準額 (円)
127	にかほ市	39,000
128	仙北市	38,000
129	三種町	45,000
130	美郷町	28,000
131	羽後町	31,000
132	山形県	49,000
133	山形市	52,000
134	米沢市	47,000
135	鶴岡市	47,000
136	酒田市	44,000
137	新庄市	45,000
138	寒河江市	53,000
139	上山市	43,000
140	村山市	42,000
141	長井市	46,000
142	天童市	49,000
143	東根市	52,000
144	尾花沢市	38,000
145	南陽市	47,000
146	河北町	38,000
147	高畠町	55,000
148	川西町	43,000
149	庄内町	37,000
150	福島県	48,000
151	福島市	50,000
152	会津若松市	44,000
153	郡山市	53,000
154	いわき市	46,000
155	白河市	46,000
156	須賀川市	53,000
157	喜多方市	42,000
158	相馬市	44,000
159	二本松市	42,000
160	田村市	42,000
161	南相馬市	43,000
162	伊達市	48,000
163	本宮市	49,000
164	南会津町	38,000
165	猪苗代町	38,000
166	会津坂下町	38,000
167	会津美里町	32,000
168	西郷村	45,000
169	矢吹町	48,000
170	石川町	35,000
171	三春町	46,000
172	茨城県	51,000
173	水戸市	52,000
174	日立市	46,000
175	土浦市	49,000
176	古河市	53,000
177	石岡市	50,000
178	結城市	52,000
179	龍ヶ崎市	46,000
180	下妻市	45,000
181	常総市	49,000
182	常陸太田市	48,000
183	高萩市	43,000
184	北茨城市	42,000
185	笠間市	46,000
186	取手市	52,000
187	牛久市	59,000
188	つくば市	58,000
189	ひたちなか市	53,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	基準額 (円)
190	鹿嶋市	49,000
191	潮来市	48,000
192	守谷市	66,000
193	常陸大宮市	44,000
194	那珂市	58,000
195	筑西市	45,000
196	坂東市	54,000
197	稲敷市	44,000
198	かすみがうら市	51,000
199	桜川市	43,000
200	神栖市	50,000
201	行方市	45,000
202	鉾田市	47,000
203	つくばみらい市	62,000
204	小美玉市	45,000
205	茨城町	47,000
206	大洗町	41,000
207	城里町	32,000
208	東海村	55,000
209	大子町	49,000
210	美浦村	23,000
211	阿見町	38,000
212	八千代町	46,000
213	境町	47,000
214	利根町	60,000
215	栃木県	51,000
216	宇都宮市	55,000
217	足利市	48,000
218	栃木市	49,000
219	佐野市	49,000
220	鹿沼市	48,000
221	日光市	40,000
222	小山市	54,000
223	真岡市	51,000
224	大田原市	44,000
225	矢板市	39,000
226	那須塩原市	47,000
227	さくら市	46,000
228	那須烏山市	41,000
229	下野市	47,000
230	上三川町	57,000
231	益子町	55,000
232	芳賀町	42,000
233	壬生町	53,000
234	野木町	54,000
235	高根沢町	54,000
236	那須町	55,000
237	那珂川町	30,000
238	群馬県	49,000
239	前橋市	50,000
240	高崎市	52,000
241	桐生市	40,000
242	伊勢崎市	53,000
243	太田市	47,000
244	沼田市	46,000
245	館林市	48,000
246	渋川市	43,000
247	藤岡市	46,000
248	富岡市	43,000
249	安中市	39,000
250	みどり市	45,000
251	吉岡町	57,000
252	中之条町	35,000
253	みなかみ町	23,000
254	玉村町	50,000
255	板倉町	44,000
256	大泉町	48,000
257	邑楽町	50,000

NO	自治体	基準額 (円)
258	埼玉県	66,000
259	さいたま市	72,000
260	川越市	61,000
261	熊谷市	54,000
262	川口市	75,000
263	行田市	49,000
264	秩父市	41,000
265	所沢市	67,000
266	飯能市	57,000
267	加須市	48,000
268	本庄市	47,000
269	東松山市	53,000
270	春日部市	59,000
271	狭山市	58,000
272	羽生市	53,000
273	鴻巣市	54,000
274	深谷市	54,000
275	上尾市	60,000
276	草加市	65,000
277	越谷市	69,000
278	蕨市	75,000
279	戸田市	79,000
280	入間市	60,000
281	朝霞市	76,000
282	志木市	73,000
283	和光市	79,000
284	新座市	70,000
285	桶川市	66,000
286	久喜市	53,000
287	北本市	54,000
288	八潮市	69,000
289	富士見市	72,000
290	三郷市	65,000
291	蓮田市	65,000
292	坂戸市	54,000
293	幸手市	47,000
294	鶴ヶ島市	61,000
295	日高市	51,000
296	吉川市	65,000
297	ふじみ野市	68,000
298	白岡市	70,000
299	伊奈町	61,000
300	三芳町	59,000
301	毛呂山町	46,000
302	滑川町	60,000
303	嵐山町	51,000
304	小川町	49,000
305	川島町	48,000
306	吉見町	62,000
307	上里町	47,000
308	寄居町	49,000
309	宮代町	51,000
310	杉戸町	52,000
311	松伏町	56,000
312	千葉県	65,000
313	千葉市	63,000
314	銚子市	43,000
315	市川市	75,000
316	船橋市	69,000
317	館山市	49,000
318	木更津市	56,000
319	松戸市	64,000
320	野田市	56,000
321	茂原市	50,000
322	成田市	56,000
323	佐倉市	62,000
324	東金市	52,000
325	旭市	44,000

NO	自治体	基準額 (円)
326	習志野市	67,000
327	柏市	72,000
328	勝浦市	39,000
329	市原市	56,000
330	流山市	67,000
331	八千代市	64,000
332	我孫子市	60,000
333	鴨川市	56,000
334	鎌ヶ谷市	62,000
335	君津市	49,000
336	富津市	44,000
337	浦安市	80,000
338	四街道市	58,000
339	袖ヶ浦市	57,000
340	八街市	49,000
341	印西市	74,000
342	白井市	68,000
343	富里市	57,000
344	南房総市	45,000
345	匝瑳市	47,000
346	香取市	53,000
347	山武市	48,000
348	いすみ市	52,000
349	大網白里市	55,000
350	酒々井町	48,000
351	栄町	56,000
352	九十九里町	49,000
353	横芝光町	34,000
354	東京都	82,000
355	千代田区	82,000
356	中央区	82,000
357	港区	82,000
358	新宿区	82,000
359	文京区	82,000
360	台東区	82,000
361	墨田区	82,000
362	江東区	82,000
363	品川区	82,000
364	目黒区	82,000
365	大田区	82,000
366	世田谷区	82,000
367	渋谷区	82,000
368	中野区	82,000
369	杉並区	82,000
370	豊島区	82,000
371	北区	80,000
372	荒川区	82,000
373	板橋区	77,000
374	練馬区	82,000
375	足立区	71,000
376	葛飾区	72,000
377	江戸川区	82,000
378	八王子市	61,000
379	立川市	63,000
380	武蔵野市	82,000
381	三鷹市	82,000
382	青梅市	59,000
383	府中市	74,000
384	昭島市	62,000
385	調布市	82,000
386	町田市	64,000
387	小金井市	77,000
388	小平市	63,000
389	日野市	66,000
390	東村山市	64,000
391	国分寺市	74,000
392	国立市	77,000
393	福生市	58,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	基準額 (円)
394	狛江市	70,000
395	東大和市	58,000
396	清瀬市	59,000
397	東久留米市	66,000
398	武蔵村山市	49,000
399	多摩市	65,000
400	稲城市	73,000
401	羽村市	69,000
402	あきる野市	64,000
403	西東京市	76,000
404	瑞穂町	46,000
405	日の出町	62,000
406	神奈川県	76,000
407	横浜市	79,000
408	川崎市	82,000
409	相模原市	66,000
410	横須賀市	58,000
411	平塚市	62,000
412	鎌倉市	82,000
413	藤沢市	77,000
414	小田原市	61,000
415	茅ヶ崎市	73,000
416	逗子市	81,000
417	三浦市	79,000
418	秦野市	55,000
419	厚木市	62,000
420	大和市	69,000
421	伊勢原市	58,000
422	海老名市	70,000
423	座間市	61,000
424	南足柄市	60,000
425	綾瀬市	62,000
426	葉山町	82,000
427	寒川町	54,000
428	大磯町	75,000
429	二宮町	58,000
430	大井町	61,000
431	開成町	66,000
432	湯河原町	58,000
433	愛川町	52,000
434	新潟県	51,000
435	新潟市	53,000
436	長岡市	54,000
437	三条市	52,000
438	柏崎市	45,000
439	新発田市	48,000
440	小千谷市	44,000
441	加茂市	37,000
442	十日町市	49,000
443	見附市	52,000
444	村上市	47,000
445	燕市	51,000
446	糸魚川市	51,000
447	妙高市	50,000
448	五泉市	43,000
449	上越市	51,000
450	阿賀野市	42,000
451	佐渡市	39,000
452	魚沼市	40,000
453	南魚沼市	46,000
454	胎内市	40,000
455	富山県	49,000
456	富山市	51,000
457	高岡市	48,000
458	魚津市	54,000
459	氷見市	43,000
460	滑川市	42,000
461	黒部市	37,000

NO	自治体	基準額 (円)
462	砺波市	52,000
463	小矢部市	48,000
464	南砺市	45,000
465	射水市	47,000
466	上市町	41,000
467	立山町	50,000
468	入善町	45,000
469	石川県	52,000
470	金沢市	54,000
471	七尾市	44,000
472	小松市	53,000
473	輪島市	33,000
474	珠洲市	22,000
475	加賀市	41,000
476	羽咋市	47,000
477	かほく市	51,000
478	白山市	49,000
479	能美市	45,000
480	野々市市	53,000
481	津幡町	53,000
482	内灘町	57,000
483	志賀町	32,000
484	中能登町	33,000
485	能登町	39,000
486	福井県	49,000
487	福井市	51,000
488	敦賀市	47,000
489	小浜市	47,000
490	大野市	46,000
491	勝山市	34,000
492	鯖江市	53,000
493	あわら市	40,000
494	越前市	49,000
495	坂井市	46,000
496	永平寺町	54,000
497	越前町	43,000
498	若狹町	42,000
499	山梨県	49,000
500	甲府市	50,000
501	富士吉田市	42,000
502	都留市	45,000
503	山梨市	44,000
504	大月市	42,000
505	韮崎市	48,000
506	南アルプス市	54,000
507	北杜市	38,000
508	甲斐市	54,000
509	笛吹市	56,000
510	上野原市	46,000
511	甲州市	46,000
512	中央市	56,000
513	市川三郷町	30,000
514	富士川町	32,000
515	昭和町	55,000
516	富士河口湖町	44,000
517	長野県	49,000
518	長野市	51,000
519	松本市	52,000
520	上田市	47,000
521	岡谷市	51,000
522	飯田市	49,000
523	諏訪市	56,000
524	須坂市	47,000
525	小諸市	40,000
526	伊那市	45,000
527	駒ヶ根市	45,000
528	中野市	47,000
529	大町市	36,000

NO	自治体	基準額 (円)
530	飯山市	40,000
531	茅野市	49,000
532	塩尻市	54,000
533	佐久市	49,000
534	千曲市	49,000
535	東御市	49,000
536	安曇野市	53,000
537	軽井沢町	59,000
538	御代田町	55,000
539	下諏訪町	53,000
540	辰野町	43,000
541	箕輪町	51,000
542	南箕輪村	42,000
543	岐阜県	51,000
544	岐阜市	52,000
545	大垣市	52,000
546	高山市	52,000
547	多治見市	54,000
548	関市	47,000
549	中津川市	49,000
550	美濃市	43,000
551	瑞浪市	49,000
552	羽島市	51,000
553	恵那市	42,000
554	美濃加茂市	51,000
555	土岐市	45,000
556	各務原市	50,000
557	可児市	54,000
558	山県市	38,000
559	瑞穂市	56,000
560	飛騨市	49,000
561	本巣市	48,000
562	郡上市	37,000
563	下呂市	37,000
564	海津市	43,000
565	岐南町	59,000
566	笠松町	56,000
567	養老町	35,000
568	垂井町	39,000
569	神戸町	54,000
570	揖斐川町	41,000
571	大野町	56,000
572	池田町	48,000
573	北方町	53,000
574	御嵩町	42,000
575	静岡県	57,000
576	静岡市	61,000
577	浜松市	56,000
578	沼津市	58,000
579	熱海市	64,000
580	三島市	57,000
581	富士宮市	55,000
582	伊東市	47,000
583	島田市	53,000
584	富士市	56,000
585	磐田市	54,000
586	焼津市	56,000
587	掛川市	56,000
588	藤枝市	57,000
589	御殿場市	56,000
590	袋井市	51,000
591	下田市	46,000
592	裾野市	50,000
593	湖西市	52,000
594	伊豆市	45,000
595	御前崎市	43,000
596	菊川市	52,000
597	伊豆の国市	56,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別 紙

NO	自治体	基準額 (円)
598	牧之原市	42,000
599	函南町	64,000
600	清水町	64,000
601	長泉町	59,000
602	小山町	33,000
603	吉田町	47,000
604	森町	36,000
605	愛知県	59,000
606	名古屋市	63,000
607	豊橋市	54,000
608	岡崎市	57,000
609	一宮市	55,000
610	瀬戸市	45,000
611	半田市	54,000
612	春日井市	58,000
613	豊川市	53,000
614	津島市	50,000
615	碧南市	55,000
616	刈谷市	58,000
617	豊田市	56,000
618	安城市	57,000
619	西尾市	50,000
620	蒲郡市	51,000
621	犬山市	50,000
622	常滑市	47,000
623	江南市	51,000
624	小牧市	52,000
625	稲沢市	59,000
626	新城市	49,000
627	東海市	55,000
628	大府市	60,000
629	知多市	56,000
630	知立市	56,000
631	尾張旭市	61,000
632	高浜市	53,000
633	岩倉市	59,000
634	豊明市	57,000
635	日進市	70,000
636	田原市	47,000
637	愛西市	58,000
638	清須市	62,000
639	北名古屋市	64,000
640	弥富市	60,000
641	みよし市	60,000
642	あま市	59,000
643	長久手市	62,000
644	東郷町	59,000
645	豊山町	57,000
646	大口町	53,000
647	扶桑町	59,000
648	大治町	61,000
649	蟹江町	59,000
650	阿久比町	54,000
651	東浦町	57,000
652	南知多町	39,000
653	美浜町	38,000
654	武豊町	52,000
655	幸田町	57,000
656	三重県	51,000
657	津市	50,000
658	四日市市	52,000
659	伊勢市	52,000
660	松阪市	51,000
661	桑名市	56,000
662	鈴鹿市	53,000
663	名張市	59,000
664	尾鷲市	34,000
665	亀山市	48,000

NO	自治体	基準額 (円)
666	鳥羽市	29,000
667	熊野市	34,000
668	いなべ市	51,000
669	志摩市	43,000
670	伊賀市	50,000
671	東員町	67,000
672	菰野町	59,000
673	明和町	38,000
674	玉城町	47,000
675	紀北町	37,000
676	滋賀県	55,000
677	大津市	59,000
678	彦根市	47,000
679	長浜市	56,000
680	近江八幡市	53,000
681	草津市	55,000
682	守山市	61,000
683	栗東市	62,000
684	甲賀市	53,000
685	野洲市	60,000
686	湖南市	52,000
687	高島市	46,000
688	東近江市	52,000
689	米原市	52,000
690	日野町	48,000
691	愛荘町	43,000
692	京都府	63,000
693	京都市	65,000
694	福知山市	52,000
695	舞鶴市	46,000
696	綾部市	45,000
697	宇治市	58,000
698	宮津市	43,000
699	亀岡市	54,000
700	城陽市	60,000
701	向日市	65,000
702	長岡京市	69,000
703	八幡市	51,000
704	京田辺市	55,000
705	京丹後市	39,000
706	南丹市	47,000
707	木津川市	65,000
708	大山崎町	56,000
709	久御山町	47,000
710	精華町	63,000
711	与謝野町	46,000
712	大阪府	63,000
713	大阪市	66,000
714	堺市	55,000
715	岸和田市	50,000
716	豊中市	73,000
717	池田市	68,000
718	吹田市	71,000
719	泉大津市	56,000
720	高槻市	62,000
721	貝塚市	44,000
722	守口市	61,000
723	枚方市	58,000
724	茨木市	71,000
725	八尾市	59,000
726	泉佐野市	49,000
727	富田林市	54,000
728	寝屋川市	55,000
729	河内長野市	52,000
730	松原市	57,000
731	大東市	54,000
732	和泉市	56,000
733	箕面市	70,000

NO	自治体	基準額 (円)
734	柏原市	56,000
735	羽曳野市	54,000
736	門真市	57,000
737	摂津市	62,000
738	高石市	61,000
739	藤井寺市	59,000
740	東大阪市	59,000
741	泉南市	48,000
742	四條畷市	56,000
743	交野市	57,000
744	大阪狭山市	54,000
745	阪南市	47,000
746	島本町	66,000
747	豊能町	63,000
748	忠岡町	56,000
749	熊取町	50,000
750	岬町	34,000
751	河南町	44,000
752	兵庫県	63,000
753	神戸市	63,000
754	姫路市	53,000
755	尼崎市	62,000
756	明石市	57,000
757	西宮市	74,000
758	洲本市	49,000
759	芦屋市	82,000
760	伊丹市	62,000
761	相生市	49,000
762	豊岡市	51,000
763	加古川市	55,000
764	赤穂市	48,000
765	西脇市	43,000
766	宝塚市	82,000
767	三木市	53,000
768	高砂市	47,000
769	川西市	64,000
770	小野市	46,000
771	三田市	61,000
772	加西市	52,000
773	篠山市	54,000
774	養父市	49,000
775	丹波市	52,000
776	南あわじ市	51,000
777	朝来市	49,000
778	淡路市	41,000
779	宍粟市	47,000
780	加東市	51,000
781	たつの市	55,000
782	猪名川町	64,000
783	多可町	25,000
784	稲美町	61,000
785	播磨町	53,000
786	福崎町	59,000
787	太子町	55,000
788	上郡町	35,000
789	佐用町	40,000
790	香美町	25,000
791	奈良県	56,000
792	奈良市	60,000
793	大和高田市	47,000
794	大和郡山市	51,000
795	天理市	45,000
796	橿原市	55,000
797	桜井市	45,000
798	五條市	35,000
799	御所市	31,000
800	生駒市	61,000
801	香芝市	67,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	基準額 (円)
802	葛城市	58,000
803	宇陀市	35,000
804	平群町	82,000
805	三郷町	46,000
806	斑鳩町	59,000
807	田原本町	61,000
808	上牧町	43,000
809	王寺町	50,000
810	広陵町	58,000
811	河合町	58,000
812	大淀町	44,000
813	和歌山県	48,000
814	和歌山市	53,000
815	海南市	54,000
816	橋本市	47,000
817	有田市	45,000
818	御坊市	40,000
819	田辺市	44,000
820	新宮市	39,000
821	紀の川市	44,000
822	岩出市	53,000
823	かつらぎ町	35,000
824	有田川町	52,000
825	白浜町	37,000
826	那智勝浦町	34,000
827	串本町	41,000
828	鳥取県	46,000
829	鳥取市	46,000
830	米子市	49,000
831	倉吉市	45,000
832	境港市	41,000
833	八頭町	36,000
834	湯梨浜町	44,000
835	琴浦町	33,000
836	大山町	30,000
837	島根県	46,000
838	松江市	49,000
839	浜田市	42,000
840	出雲市	50,000
841	益田市	43,000
842	大田市	45,000
843	安来市	42,000
844	江津市	43,000
845	雲南市	37,000
846	岡山県	53,000
847	岡山市	56,000
848	倉敷市	54,000
849	津山市	47,000
850	玉野市	41,000
851	笠岡市	46,000
852	井原市	44,000
853	総社市	47,000
854	高梁市	39,000
855	新見市	44,000
856	備前市	40,000
857	瀬戸内市	48,000
858	赤磐市	39,000
859	真庭市	44,000
860	美作市	38,000
861	浅口市	49,000
862	広島県	54,000
863	広島市	58,000
864	呉市	48,000
865	竹原市	40,000
866	三原市	49,000
867	尾道市	45,000
868	福山市	53,000
869	府中市	46,000

NO	自治体	基準額 (円)
870	三次市	43,000
871	庄原市	42,000
872	大竹市	43,000
873	東広島市	48,000
874	廿日市市	55,000
875	安芸高田市	45,000
876	江田島市	38,000
877	府中町	64,000
878	海田町	54,000
879	熊野町	46,000
880	北広島町	42,000
881	世羅町	51,000
882	山口県	45,000
883	下関市	43,000
884	宇部市	44,000
885	山口市	49,000
886	萩市	38,000
887	防府市	45,000
888	下松市	46,000
889	岩国市	50,000
890	光市	44,000
891	長門市	37,000
892	柳井市	42,000
893	美祿市	38,000
894	周南市	48,000
895	山陽小野田市	43,000
896	周防大島町	30,000
897	田布施町	38,000
898	徳島県	48,000
899	徳島市	50,000
900	鳴門市	48,000
901	小松島市	46,000
902	阿南市	42,000
903	吉野川市	39,000
904	阿波市	35,000
905	美馬市	32,000
906	三好市	33,000
907	石井町	46,000
908	松茂町	49,000
909	北島町	57,000
910	藍住町	57,000
911	香川県	51,000
912	高松市	54,000
913	丸亀市	49,000
914	坂出市	48,000
915	善通寺市	48,000
916	観音寺市	52,000
917	さぬき市	38,000
918	東かがわ市	44,000
919	三豊市	44,000
920	三木町	43,000
921	宇多津町	60,000
922	綾川町	41,000
923	多度津町	43,000
924	まんのう町	50,000
925	愛媛県	47,000
926	松山市	50,000
927	今治市	45,000
928	宇和島市	46,000
929	八幡浜市	34,000
930	新居浜市	46,000
931	西条市	47,000
932	大洲市	46,000
933	伊予市	45,000
934	四国中央市	46,000
935	西予市	40,000
936	東温市	45,000
937	松前町	46,000

NO	自治体	基準額 (円)
938	砥部町	44,000
939	内子町	29,000
940	愛南町	34,000
941	高知県	46,000
942	高知市	50,000
943	室戸市	22,000
944	安芸市	32,000
945	南国市	44,000
946	土佐市	44,000
947	須崎市	36,000
948	宿毛市	41,000
949	土佐清水市	38,000
950	四万十市	45,000
951	香南市	43,000
952	香美市	43,000
953	いの町	38,000
954	四万十町	26,000
955	福岡県	55,000
956	北九州市	48,000
957	福岡市	61,000
958	大牟田市	40,000
959	久留米市	49,000
960	直方市	43,000
961	飯塚市	43,000
962	田川市	39,000
963	柳川市	49,000
964	八女市	48,000
965	筑後市	51,000
966	大川市	46,000
967	行橋市	46,000
968	豊前市	41,000
969	中間市	42,000
970	小郡市	51,000
971	筑紫野市	56,000
972	春日市	60,000
973	大野城市	60,000
974	宗像市	49,000
975	太宰府市	58,000
976	古賀市	54,000
977	福津市	59,000
978	うきは市	42,000
979	宮若市	38,000
980	嘉麻市	24,000
981	朝倉市	43,000
982	みやま市	43,000
983	糸島市	54,000
984	那珂川市	62,000
985	宇美町	52,000
986	篠栗町	63,000
987	志免町	62,000
988	須恵町	50,000
989	新宮町	64,000
990	粕屋町	62,000
991	水巻町	40,000
992	岡垣町	40,000
993	遠賀町	45,000
994	鞍手町	31,000
995	筑前町	56,000
996	大刀洗町	53,000
997	広川町	52,000
998	川崎町	23,000
999	福智町	27,000
1,000	苅田町	41,000
1,001	みやこ町	26,000
1,002	築上町	28,000
1,003	佐賀県	48,000
1,004	佐賀市	50,000
1,005	唐津市	44,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

## 別紙

NO	自治体	基準額 (円)
1,006	鳥栖市	51,000
1,007	多久市	39,000
1,008	伊万里市	39,000
1,009	武雄市	48,000
1,010	鹿島市	45,000
1,011	小城市	54,000
1,012	嬉野市	41,000
1,013	神埼市	46,000
1,014	吉野ヶ里町	48,000
1,015	基山町	47,000
1,016	みやき町	51,000
1,017	有田町	44,000
1,018	白石町	40,000
1,019	長崎県	47,000
1,020	長崎市	50,000
1,021	佐世保市	46,000
1,022	島原市	45,000
1,023	諫早市	49,000
1,024	大村市	46,000
1,025	平戸市	36,000
1,026	松浦市	35,000
1,027	対馬市	35,000
1,028	壱岐市	37,000
1,029	五島市	37,000
1,030	西海市	26,000
1,031	雲仙市	38,000
1,032	南島原市	39,000
1,033	長与町	58,000
1,034	時津町	60,000
1,035	新上五島町	30,000
1,036	熊本県	47,000
1,037	熊本市	51,000
1,038	八代市	43,000
1,039	人吉市	40,000
1,040	荒尾市	43,000
1,041	水俣市	32,000
1,042	玉名市	44,000
1,043	山鹿市	38,000
1,044	菊池市	40,000
1,045	宇土市	45,000
1,046	上天草市	36,000
1,047	宇城市	42,000
1,048	阿蘇市	40,000
1,049	天草市	37,000
1,050	合志市	53,000
1,051	長洲町	46,000
1,052	大津町	49,000
1,053	菊陽町	49,000
1,054	御船町	34,000
1,055	益城町	57,000
1,056	山都町	31,000
1,057	芦北町	38,000
1,058	あさぎり町	43,000
1,059	大分県	47,000
1,060	大分市	51,000
1,061	別府市	44,000
1,062	中津市	47,000
1,063	日田市	45,000
1,064	佐伯市	43,000
1,065	臼杵市	43,000
1,066	津久見市	35,000
1,067	竹田市	35,000
1,068	豊後高田市	41,000
1,069	杵築市	36,000
1,070	宇佐市	45,000
1,071	豊後大野市	37,000
1,072	由布市	48,000
1,073	国東市	33,000
1,074	日出町	49,000
1,075	玖珠町	46,000

NO	自治体	基準額 (円)
1,076	宮崎県	43,000
1,077	宮崎市	48,000
1,078	都城市	41,000
1,079	延岡市	41,000
1,080	日南市	38,000
1,081	小林市	45,000
1,082	日向市	41,000
1,083	串間市	38,000
1,084	西都市	34,000
1,085	えびの市	31,000
1,086	三股町	39,000
1,087	国富町	36,000
1,088	高鍋町	35,000
1,089	新富町	38,000
1,090	川南町	32,000
1,091	門川町	35,000
1,092	鹿児島県	44,000
1,093	鹿児島市	51,000
1,094	鹿屋市	39,000
1,095	枕崎市	38,000
1,096	阿久根市	34,000
1,097	出水市	37,000
1,098	指宿市	37,000
1,099	西之表市	34,000
1,100	垂水市	32,000
1,101	薩摩川内市	42,000
1,102	日置市	40,000
1,103	曾於市	37,000
1,104	霧島市	37,000
1,105	いちき串木野市	37,000
1,106	南さつま市	38,000
1,107	志布志市	39,000
1,108	奄美市	37,000
1,109	南九州市	33,000
1,110	伊佐市	29,000
1,111	始良市	44,000
1,112	さつま町	29,000
1,113	肝付町	29,000
1,114	沖縄県	52,000
1,115	那覇市	55,000
1,116	宜野湾市	53,000
1,117	石垣市	51,000
1,118	浦添市	54,000
1,119	名護市	47,000
1,120	糸満市	48,000
1,121	沖縄市	48,000
1,122	豊見城市	53,000
1,123	うるま市	50,000
1,124	宮古島市	42,000
1,125	南城市	49,000
1,126	読谷村	60,000
1,127	北谷町	61,000
1,128	北中城村	59,000
1,129	中城村	59,000
1,130	西原町	51,000
1,131	与那原町	51,000
1,132	南風原町	56,000
1,133	八重瀬町	55,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

保育対策総合支援事業費補助金調書

都道府県名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円		円	円		円	円	円	円		

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

厚生労働大臣殿

〇〇都道府県知事  
〇〇市町村長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発子第※号により交付決定を受けた令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱6の(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づき確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)  
金 円
- 3 添付書類  
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

厚生労働大臣殿

〇〇都道府県知事  
〇〇市町村長

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円  
(※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること)
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表(別表)
- 3 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(別表1)
- 4 保育対策総合支援事業費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

別紙様式4

< 番 号 >  
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇 〇 道 府 県 知 事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付申請書  
●●市外 ●市町村分



厚生労働大臣 殿

東京都知事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付申請書  
●●市外 ●市町村分



令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日第※号で申請のあった令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日厚生労働省発子※第※号厚生労働省事務次官通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は別紙のとおりである。  
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別紙のとおりである。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格取得支援事業		
保育士試験追加実施支援事業		
保育士宿舎借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業		
保育補助者雇上強化事業		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育所支援センター設置運営事業		
潜在保育士再就職支援事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費等)		
民有地マッチング事業		
広域的保育所等利用事業		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
医療的ケア児保育支援モデル事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)		
保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業		
保育施設・事業の届出促進事業		
放課後居場所緊急対策事業		
小規模多機能・放課後児童支援事業		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
合 計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ		
保育士宿舎借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業		
保育体制強化事業		
保育補助者雇上強化事業		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
潜在保育士再就職支援事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業(保育所設置促進事業)		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(認可化移行移転費等)		
民有地マッチング事業(コーディネーターの配置支援)		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)		
保育環境改善等事業(安全対策事業)		
保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
合 計		

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金変更交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日第※号で交付決定の通知をした令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、令和 年 月 日第※号申請に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。(なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。)

※( )内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

- この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日厚生労働省発子※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付(一部取消)額	金	円
- この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別表

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表

都道府県名

(千円)

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
都道府県事業（直接補助）	0	0
都道府県間接補助事業	0	0
合 計	0	0

別表

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表

市町村名

(千円)

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
市町村事業（直接補助）	0	0
市町村間接補助事業	0	0
合 計	0	0

## (直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格取得支援事業		
保育士試験追加実施支援事業		
保育士宿舎借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業		
保育補助者雇上強化事業		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育所支援センター設置運営事業		
潜在保育士再就職支援事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費等)		
民有地マッチング事業		
広域的保育所等利用事業		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
医療的ケア児保育支援モデル事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)		
保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業		
保育施設・事業の届出促進事業		
放課後居場所緊急対策事業		
小規模多機能・放課後児童支援事業		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
合計		

## (間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ		
保育士宿舎借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業		
保育体制強化事業		
保育補助者雇上強化事業		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
潜在保育士再就職支援事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業(保育所設置促進事業)		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(認可化移行移転費等)		
民有地マッチング事業(コーディネーターの配置支援)		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)		
保育環境改善等事業(安全対策事業)		
保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
合計		

別表1

## 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県事業・直接補助)

都道府県名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格取得支援事業								1/2
保育士試験追加実施支援事業								1/2
※ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業								1/2
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2
保育士・保育所支援センター設置運営事業								1/2
保育士修学資金貸付等事業								9/10
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費)								1/2
民有地マッチング事業								1/2
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業								1/2
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2
保育施設・事業の届出促進事業								3/4
待機児童対策協議会推進事業								1/2
新たな待機児童対策提案型事業								10/10
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業								1/2
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

## 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(市町村事業・直接補助)

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2
保育士試験追加実施支援事業 ※指定都市のみ								1/2
※ 保育士宿舎借り上げ支援事業								1/2
保育人材等就職・交流支援事業								1/2
※ 保育補助者雇上強化事業								3/4
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2
保育士・保育所支援センター設置運営事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2
※ 潜在保育士再就職支援事業								1/2
保育士修学資金貸付等事業 ※指定都市のみ								9/10
※ 保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)								2/3
※ 保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)								1/2
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費等)								1/2
民有地マッチング事業								1/2
※ 広域的保育所等利用事業								1/2
※ 保育利用支援事業								1/2
※ 3歳児受入れ等連携支援事業								1/2
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2
※ 家庭支援推進保育事業								1/2
認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								1/3
※ 保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) ※指定都市・中核市のみ								1/3
※ 保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)								1/2
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2
保育施設・事業の届出促進事業 ※指定都市・中核市のみ								3/4
※ 放課後居場所緊急対策事業								1/3
※ 小規模多機能・放課後児童支援事業								1/3
新たな待機児童対策提案型事業								10/10
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県間接補助事業)

都道府県

1. 都道府県(合計)

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	都道府県 補助額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格取得支援事業									1/2
保育士養成施設に対する就職促進支援事業								※1	※2
※ 保育体制強化事業									
※ 保育補助者雇上強化事業									
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業									1/2
保育士修学資金貸付等事業								※1	※2
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (都市部における保育所等への賃借料支援事業:財政力指数 1.0超の市町村及び特別区)									
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (都市部における保育所等への賃借料支援事業:上記以外の 市町村)									
※ 民有地マッチング事業									
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業									
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業									
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事 業、放課後児童クラブ閉所時間における乳幼児受入れ支援事 業以外)									
※ (1)基本改善事業									
※ (2)環境改善事業									
保育環境改善等事業(安全対策事業)								※1	※2
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業									
※ 保育施設・事業の届出促進事業									
新たな待機児童対策提案型事業 ②の事業								※1	※2
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業									
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業									
認可外保育施設改修費等支援事業								※1	※2
合計								0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。
- ※については、上記に関わらず、①から⑨の各欄には各市町村の合計を記載すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県間接補助事業)

市町村名

2. 都道府県(市町村分)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	(⑥×3/4) ⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩ 円
※ 保育体制強化事業										
※ 保育補助者雇上強化事業										
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※(都市部における保育所等への賃借料支援事業:財 政力指数1.0超の市町村及び特別区)										
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※(都市部における保育所等への賃借料支援事業:上 記以外の市町村)										
※ 民有地マッチング事業										
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業										
認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預 かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等に おける乳幼児受入れ支援事業以外)										
(1)基本改善事業 ①、②の事業										
(2)環境改善事業 ①～③の事業										
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業										
保育施設・事業の届出促進事業										
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業										
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業										
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、別表2の各事業で定める選定額に乘じる割合(3/4等)を⑥に乘じた金額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乘じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については、上記に関わらず、①欄から⑩欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(市町村間接補助事業)

市町村

1. 市町村

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村 補助額 ⑦ 円	国庫補助 基本額 ⑧ 円	国庫補助 所要額 ⑨ 円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ									
※ 保育士宿舍借り上げ支援事業								※1	※2
保育人材等就職・交流支援事業									
※ 保育体制強化事業								※1	※2
※ 保育補助者雇上強化事業								※1	※2
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業									
※ 潜在保育士再就職支援事業								※1	※2
保育士修学資金貸付等事業 ※指定都市のみ								※1	※2
※ 保育所等改修費等支援事業(家庭的保育改修費等を除く)(国負担割合3分の2)								※1	※2
※ 保育所等改修費等支援事業(家庭的保育改修費等を除く)(国負担割合2分の1)								※1	※2
※ 家庭的保育改修費等(国負担割合3分の2)								※1	※2
※ 家庭的保育改修費等(国負担割合2分の1)								※1	※2
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業(保育所設置促進事業)								※1	※2
※ 認可化移行移転費等支援事業								※1	※2
※ 民有地マッチング事業								※1	※2
※ 保育利用支援事業								※1	※2
※ 3歳児受入れ等連携支援事業 ①の事業								※1	※2
※ 家庭支援推進保育事業								※1	※2
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								※1	※2
※ 保育環境改善等事業 (安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) ※指定都市・中核市のみ								※1	※2
※ 保育環境改善等事業(安全対策事業)								※1	※2
※ 保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)								※1	※2
※ 新たな待機児童対策提案型進事業								※1	※2
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								※1	※2
合計								0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。

別表2

1-1 保育士資格取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・直接補助分)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
保育士資格取得支援事業		
保育士試験による資格取得支援事業		
合 計	円 0	円 0

別表2

1-2 保育士資格取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・間接補助事業分)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
保育士資格取得支援事業		
保育士試験による資格取得支援事業		
合 計	円 0	円 0

別表2

1-3 保育士試験による資格取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・直接補助分)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
保育士資格取得支援事業		
保育士試験による資格取得支援事業		
合 計	円 0	円 0

別表2

都道府県  
指定都市 名  
中核市

1-4 保育士試験による資格取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・間接補助事業分)

	対象経費の 支出予定額  ①	国庫補助基準額  ②
保育士資格取得支援事業		
保育士試験による資格取得支援事業		
合 計	円 0	円 0

別表2

2 保育士試験追加実施支援事業	都道府県 指定都市 名
対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
① 円	② 円

※支出を予定している具体的内容が確認できる書類を添付すること。

別表2

3-1 保育士養成施設に対する就職促進支援事業(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	養成施設卒業者数(見込) ⑩	⑩のうち保育士資格取得者数(見込) ⑪	⑩のうち保育所等就職内定者数(見込) ⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	人 0	人 0	人 0

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

別表2

3-2 保育士養成施設に対する就職促進支援事業(都道府県間補助事業分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	都道府県補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/2)	養成施設卒業生数(見込) ⑪	⑩のうち保育士資格取得者数(見込) ⑫	⑫のうち保育所等就職内定者数(見込) ⑬
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 ※1 0	円 ※2 0	人 0	人 0	人 0

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

4-1 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/2)	⑩	⑪
	ア		0			0	0	0		
	イ		0			0	0	0		
	ア		0			0	0	0		
	イ		0			0	0	0		
	ア		0			0	0	0		
	イ		0			0	0	0		
	ア		0			0	0	0		
	イ		0			0	0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑦欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑪欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

4-2 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	①	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
		②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/2)	⑪	⑫
	ア			0			0	0				
	イ			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	イ			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	イ			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	イ			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑫欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

4-3 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩×2/3)	⑫	⑬
	ア		0			0	0		0	0		
	イ		0			0	0		0	0		
	ア		0			0	0		0	0		
	イ		0			0	0		0	0		
	ア		0			0	0		0	0		
	イ		0			0	0		0	0		
	ア		0			0	0		0	0		
	イ		0			0	0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

4-4 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	(⑧×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×2/3)	⑬	⑭
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑨欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑪欄には、⑨欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

## 別表2

### 5-1 保育人材等就職・交流支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築 のための人材交流等支援事業			0			0
(3) 保育所等における業務集約化 推進事業			0			0
	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

5-2 保育人材等就職・交流支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築 のための人材交流等支援事業			0			0
(3) 保育所等における業務集約化 推進事業			0			0
	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

6-1 保育体制強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	市町村補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/2) 円	保育支援者 配置数 ⑪ 人
			0			0		0	0	
			0			0		0	0	
			0			0		0	0	
			0			0		0	0	
			0			0		0	0	
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

6-2 保育体制強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	(⑦×3/4) ⑧	都道府県補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×2/3)	保育支援者 配置数 ⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

7-1 保育補助者雇上強化事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×3/4) 円	保育補助者 配置数 ⑩ 人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

7-2 保育補助者雇上強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	市町村補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×3/4) 円	保育補助者 配置数 ⑪ 人
か所	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

7-3 保育補助者雇上強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	(⑦×7/8) ⑧ 円	都道府県補助額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×6/7) 円	保育補助者 配置数 ⑫ 人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

8-1 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県  
市町村名

	対象経費の 支出予定額  ①	国庫補助基準額  ②
(1)若手保育士への巡回支援		
(2)保育事業者への巡回支援		
(3)放課後児童クラブへの巡回支援		
合 計	円	円

別表2

8-2 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	①	②
(1)若手保育士への巡回支援		
(2)保育事業者への巡回支援		
(3)放課後児童クラブへの巡回支援		
合 計	円	円

別表2

9 保育士・保育所支援センター設置運営事業

都道府県  
指定都市 名  
中核市

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②	就職件数(見込み) ③	求人・求職件数(見込み) ④
保育士・保育所支援センター開設運営経費				
保育士再就職支援コーディネーター雇上費				
再就職支援及び雇用管理改善経費				
潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費				
保育士登録簿を活用した就職促進経費				
マッチングシステム導入・改修のための経費				
放課後児童支援員の人材確保支援のための経費				
合 計	円	円	人	件

別表2

10-1 潜在保育士再就職支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)
(1) 保育所等におけるOJT等の支援								
(2) 園内研修に外部講師を呼ぶための支援								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

10-2 潜在保育士再就職支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)
(1) 保育所等におけるOJT等の支援									
(2) 園内研修に外部講師を呼ぶための支援									
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①欄から⑨欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

11-1 保育士修学資金貸付等事業(直接補助事業分)

都道府県  
指定都市名

		総事業費 ①	寄付金その他の収入 予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×9/10)	貸付人数又は 貸付事業所数 ⑨	貸付金額 ⑩		
保育士修学資金貸付	保育士修学資金						/	/	/				
	入学準備金加算												
	就職準備金加算												
	生活扶助加算												
保育補助者雇上費貸付													
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付													
就職準備金貸付													
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付													
貸付事務費													
合 計		円	円	円	円	円	円	円	円	人	円		

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑨欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表2

11-2 保育士修学資金貸付等事業(間接補助事業分)

都道府県  
指定都市 名 \_\_\_\_\_

間接補助事業者名 \_\_\_\_\_

		総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	都道府県等補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨	貸付人数又は貸付事業所数 ⑩	貸付金額 ⑪
保育士修学資金貸付	保育士修学資金						/	/	/	/		
	入学準備金加算											
	就職準備金加算											
	生活扶助加算											
保育補助者雇上費貸付												
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付												
就職準備金貸付												
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付												
貸付事務費												
合 計		円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	円

(記載上の注意)

1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
2. ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること
4. ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑩欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表2

市町村名

12-1 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)認可化移行改修費等	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)家庭的保育改修費等	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の14-1①から14-1③の各施設の合計を記入すること。

12-2 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1 0	※2 0
(2)小規模保育改修費等							※1 0	※2 0
(3)認可化移行改修費等							※1 0	※2 0
(4)家庭的保育改修費等							※1 0	※2 0
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1 0	※2 0
合 計	円	円	円	円	円	円	※1 0	※2 0

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の14-2①から14-2⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

市町村名

12-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)認可化移行改修費等	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)家庭的保育改修費等	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の14-3①から14-3③の各施設の合計を記入すること。

12-4 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1 0	※2 0
(2)小規模保育改修費等							※1 0	※2 0
(3)認可化移行改修費等							※1 0	※2 0
(4)家庭的保育改修費等							※1 0	※2 0
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1 0	※2 0
合計	円	円	円	円	円	円	※1 0	※2 0

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の1-4①から1-4⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

12-1① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	事業開始予定年 月日 ⑮
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

12-1② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3) 認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	移行予定年月日 ⑮	事業実施内容 ⑯
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円		
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑯欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-1③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	事業開始予定年 月日 ⑮
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-2① 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等

対象施設名 ①	設置主体 ②	施設区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	((⑫×3/4) ⑬	市町村名			開設予定年月 日 ⑰	
													市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×8/9)		
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備を行う施設に応じて「保育所」「保育所分園」「幼保連携型認定こども園」「幼保連携型認定こども園分園」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行や小規模保育事業所からの施設種別の変更の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する保育所又は保育所分園の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

12-2② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員	うち定員増	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑧ 円	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 支出予定額 ⑩ 円	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	(⑫×3/4) ⑬ 円	市町村補助額 ⑭ 円	国庫補助基本額 ⑮ 円	国庫補助所要額 ⑯(⑮×8/9) 円	事業開始予定 年月日 ⑰
				⑤ 人	⑥ 人		⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円	⑥ 円
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-2③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3)認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	(⑫×3/4) ⑬	市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×8/9)	移行予定年月 日 ⑰	事業実施内容 ⑱
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑱欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-2④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定年 月日
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮(⑭×2/3)	⑯
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑭欄は、⑫欄と⑬欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑯欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-2⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(12)×3/4	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定 年月日	移行予定年月日
①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 人	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑦-⑧) 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯(⑮×8/9) 円	⑰	⑱
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、移行を予定している認定こども園の形態(幼保連携型、幼稚園型)又は小規模保育事業所を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、移行後の認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)における保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑱欄は、認定こども園又は小規模保育事業所に移行する年月日を記入すること。

別表2

12-3① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑬×1/2)	事業開始予定年 月日
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

## 12-3② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

## (3) 認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤ 人	うち定員増 ⑥ 人	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑧ 円	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 支出予定額 ⑩ 円	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 (⑬×1/2) ⑭ 円	移行予定年月日 ⑮	事業実施内容 ⑯
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑯欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-3③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4) 家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤ 人	うち定員増 ⑥ 人	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑧ 円	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 支出予定額 ⑩ 円	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 (⑬×1/2) ⑭ 円	事業開始予定年 月日 ⑮
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-4① 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	施設区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(12×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	開設予定年月 日
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑮×2/3)	⑰
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備を行う施設に応じて「保育所」「保育所分園」「幼保連携型認定こども園」「幼保連携型認定こども園分園」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行や小規模保育事業所からの施設種別の変更の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する保育所又は保育所分園の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

12-4② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員	うち定員増	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他の 収入予定額	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	((⑫×3/4) ⑬ 円	市町村補助額 ⑭ 円	国庫補助基本額 ⑮ 円	国庫補助所要額	事業開始予定 年月日 ⑰
				⑤ 人	⑥ 人		⑧ 円		⑩ 円						⑯(⑮×2/3) 円	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-4③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3)認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	(⑫×3/4) ⑬	市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×2/3)	移行予定年月 日 ⑰	事業実施内容 ⑱
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑱欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-4④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定年 月日
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮(⑭×1/2)	⑯
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑯欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-4⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	(⑫×3/4) ⑬	市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×2/3)	事業開始予定 年月日 ⑰	移行予定年月日 ⑱
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、移行を予定している認定こども園の形態(幼保連携型、幼稚園型)又は小規模保育事業所を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、移行後の認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)における保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑱欄は、認定子ども園又は小規模保育事業所に移行する年月日を記入すること。

別表2

13-1 都市部における保育所への賃借料等支援事業((1)都市部における保育所への賃借料支援事業)(都道府県間接補助事業)

市町村名 \_\_\_\_\_

財政力指数

(1) 財政力指数が1.0超の市町村及び特別区

施設・事業所名 ①	設置主体 ②	施設・事業所種別 ③	建物借料 (年額) ④	賃借料加算 (年額) ⑤	(4)÷(5) ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(7-8)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪	選定額 ⑫	(12)×27/40×2/3 ⑬	都道府県 補助額 ⑭	国庫補助 基本額 ⑮	国庫補助 所要額 (15)×10/10 ⑯	交付要綱の4(2)⑥ ア(ア)のただし書き の適用の有無 (○を記載) ⑰	開設年月日 ※記載上の注意8に該当する 場合のみ記載 ⑱
			円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
か所	(公) か所 (私) か所		円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(2) (1)以外の市町村

施設・事業所名 ①	設置主体 ②	施設・事業所種別 ③	建物借料 (年額) ④	賃借料加算 (年額) ⑤	(4)÷(5) ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(7-8)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪	選定額 ⑫	(12)×3/4×2/3 ⑬	都道府県 補助額 ⑭	国庫補助 基本額 ⑮	国庫補助 所要額 (15)×10/10 ⑯	開設年月日 ※記載上の注意8 に該当する場合の み記載 ⑰	
			円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
か所	(公) か所 (私) か所		円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ④欄は、認定こども園の場合子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童に係る利用定員数を認定こども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物借料に乗じた額を記載すること。
- ⑤欄は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日号外内閣府告示第49号)第1条第51号に規定する賃借料加算の年額を記載すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、少ない額を記載すること。
- 交付要綱の4(2)⑦ア(ア)のただし書きを適用する施設については、「(1)財政力指数が1.0超の市町村及び特別区」の⑬欄において「(12)×27/40×2/3」とあるのを「(12)×3/4×2/3」と置き換えて算出すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄の額を比較し、少ない額を記載すること。
- ⑱欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合は、(1)の⑱欄及び(2)の⑰欄に開設年月日を記載すること。

別表2

13-2 都市部における保育所への賃借料等支援事業((2)保育所設置促進事業)(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③ 人	区分 ④	総事業費 ⑤ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑥ 円	差引額 ⑦(⑤-⑥) 円	対象経費の 支出予定額 ⑧ 円	国庫補助基準額 ⑨ 円	選定額 ⑩ 円	(⑩×3/4) ⑪ 円	市町村補助額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 ⑭(⑬×2/3) 円	事業開始年月日 ⑮
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)
- ③欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。
- ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑮欄は、保育所等を開始する年月日を記入すること。

別表2

14-1 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名 \_\_\_\_\_

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)		
	調査費 ②	助言指導費 ③	指導監督基準遵守 助言指導費 ④
か所	か所	か所	か所

(記載上の注意)

1. ②～④欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
1. 調査費								
2. 助言指導費								
3. 指導監督基準遵守 助言指導費								
計								

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

14-1① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪
か所	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14-1② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	移行計画書の 有無 ⑩	計画策定 年月日 ⑪	移行予定 年月日 ⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円			
か所	円	円	円	円	円	円	円	円			

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14-1③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	基準遵守 計画書の 有無 ⑩	計画策定 年月日 ⑪	基準遵守予定 年月日 ⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円			
か所	円	円	円	円	円	円	円	円			

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14-2 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

市町村名 \_\_\_\_\_

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)				
	調査費 ②	助言指導費 ③	指導監督基準遵守助言指導費 ④	認可化移行移転費等	
				移転費 ⑤	仮設設置費 ⑥
か所	か所	か所	か所	か所	か所

(記載上の注意)

1. ②～⑥欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円	(参考)自治体補助額	
									都道府県補助額 円	市町村補助額 円
1. 調査費										
2. 助言指導費										
3. 指導監督基準遵守 助言指導費										
4. 認可化移行移転費等										
計										

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

2. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名 \_\_\_\_\_

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪	(参考)自治体補助額	
											都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円
か所	円	円	円	円	円	円	円	円				

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	移行計画書の 有無 ⑩	計画策定 年月日 ⑪	移行予定 年月日 ⑫	(参考)自治体補助額		
												都道府県補助 額 円	市町村補助額 円	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円						

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	基準遵守 計画書の 有無 ⑩	計画策定 年月日 ⑪	基準遵守予定 年月日 ⑫	(参考)自治体補助額	
												都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	円	円	円	円				円	円
か所	円	円	円	円	円	円	円	円					

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2④ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③ 円	寄付金その他の 収入予定額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の支出予定額		国庫補助基準額 ⑨ 円	選定額 ⑩ 円	国庫補助基本額 ⑪ 円	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/2) 円	移行予定年月日 ⑬	(参考)自治体補助額		
					移転費 ⑦ 円	仮設置費 ⑧ 円						都道府県補助額 円	市町村補助額 円	
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、株式会社、NPO等)
- ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-3 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・間接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③ 円	寄付金その他の 収入予定額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の支出予定額		国庫補助基準額 ⑨ 円	選定額 ⑩ 円	市町村 補助額 ⑪ 円	国庫補助基本額 ⑫ 円	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2) 円	移行予定年月日 ⑭	(参考)自治体補助額		
					移転費 ⑦ 円	仮設設置費 ⑧ 円							都道府県補助額 円	市町村補助額 円	
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円		円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO等)
- ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑭欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

15-1 民有地マッチング事業(都道府県事業・直接補助事業分)

都道府県名: \_\_\_\_\_

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)
1. 民有地マッチング支援								
2. 整備候補地の確保支援								
3. コーディネーターの配置支援								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(1) 民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整備法人等		マッチング数 ⑤	整備決定数 ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④				
か所	か所			か所	か所	円	円

(2)整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数 ①	取組内容 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助基準額 ④
		円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。  
ア. 地域住民との調整 イ. その他( )

別表2

15-2 民有地マッチング事業(都道府県事業・間接補助事業分)

都道府県名: \_\_\_\_\_

区 分	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円
3. コーディネーターの配置支援								※1	※2

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(3) コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③ 人	事業内容 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。  
ア. 地域住民との調整 イ. その他( )

別表2

15-3 民有地マッチング事業(市町村事業・直接補助事業分)

市町村名: \_\_\_\_\_

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)	(参考)自治体補助額	
									都道府県補助額	市町村補助額
1. 民有地マッチング支援										
2. 整備候補地の確保支援										
3. コーディネーターの配置支援										
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(1) 民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整備法人等		マッチング数 ⑤	整備決定数 ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④				
か所	か所			か所	か所	円	円

市町村名: \_\_\_\_\_

(2) 整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数 ①	取組内容 ②	対象経費の 支出予定額 ③ 円	国庫補助基準額 ④ 円

(記載上の注意)

- ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3) コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③ 人	事業内容 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。  
ア. 地域住民との調整 イ. その他(            )

別表2

15-4 民有地マッチング事業(市町村県事業・間接補助事業分)

市町村名: \_\_\_\_\_

区 分	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	自治体補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	(参考)自治体補助額	
										都道府県補助額 円	市町村補助額 円
3. コーディネーターの配置支援								※1	※2		

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、都道府県事業の場合は都道府県の補助額、市町村事業の場合は都道府県及び市町村の補助額を記載すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③ 人	事業内容 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。  
ア. 地域住民との調整 イ. その他( )

別表2

16 広域的保育所等利用事業(総括)

市町村名 \_\_\_\_\_

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
1. こども送迎センター等事業								
①こども送迎センター事業								
②自宅等送迎事業								
2. 代替屋外遊戯場送迎事業								
3. こども送迎センター設置改修事業								
計								

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

(1)こども送迎センター等事業

①こども送迎センター事業

送迎センター名 ①	センター開所時間 ②		実施主体 (委託の場合、委託先) ③	利用保育所等数 ④	送迎付き添い 保育士等数 ⑤	登録児童数 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その 他の収入予 定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助 基本額 ⑬	国庫補助 所要額 ⑭(⑬×1/2)	実施事業内容 ⑮
				か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
	午前	: ~ :		か所											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	午後	: ~ :		保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											
	合計	時間													
	午前	: ~ :		か所											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	午後	: ~ :		保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											
	合計	時間													
	午前	: ~ :		か所											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	午後	: ~ :		保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											
	合計	時間													
	午前	: ~ :		か所											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	午後	: ~ :		保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											
	合計	時間													
か所				か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄の「午前」、「午後」の欄は、送迎センターの開所時刻、閉所時刻を記入すること。「合計」の欄は、送迎センターの開所時間(午前、午後の合計)を記入すること。
- ④欄には、送迎センターを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の種別に○を付けること。  
保…保育所    こ…認定こども園    小…小規模保育事業    家…家庭的保育事業    事…事業所内保育事業  
地…地方単独保育施設    国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業  
企…企業主導型保育事業    幼…幼稚園
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑮欄は、実施する事業内容に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

- (1)こども送迎センター等事業  
 ②自宅等送迎事業

実施主体(委託の場合、委託先) ①	利用保育所等数 ②	送迎付き添い保育士等数 ③	登録児童数 ④	総事業費 ⑤	寄付金その他の収入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/2)	実施事業内容 ⑬
	か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
	か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄には、送迎サービスを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の種別に○を付けること。  
 保…保育所    こ…認定こども園    小…小規模保育事業    家…家庭的保育事業    事…事業所内保育事業  
 地…地方単独保育施設    国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業  
 企…企業主導型保育事業    幼…幼稚園
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、実施する事業内容に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

屋外遊戯場に代わる場所(代替屋外遊戯場)の名称 ①	保育所等から代替屋外遊戯場までの平均的な距離、時間数(往復)、年間利用回数 ②		実施主体(委託の場合、委託先) ③	利用保育所等数 ④	送迎付き添い保育士等数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭	
	距離	時間													回数(年)
	距離		km	か所											
	時間		分	保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	回数(年)		回	保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	距離		km	か所											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	時間		分	保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	回数(年)		回	保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
か所				か所	人	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

1. 屋外遊戯場に代わる場所が複数ある場合、主とするものを記入すること。
2. ②欄の「距離」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な距離」を記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その距離も含む。)  
「時間」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な時間数」を「分単位」で記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その時間も含む。)  
「回数」の欄は、屋外遊戯場に代わる場所の「年間」の利用回数(各保育所等の利用回数の合計)を記入すること。
3. ④欄には、屋外遊戯場に代わる場所を利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の種別に○を付けること。  
保…保育所   こ…認定こども園   小…小規模保育事業   家…家庭的保育事業   事…事業所内保育事業   地…地方単独保育施設  
国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業   企…企業主導型保育事業   幼…幼稚園
4. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
5. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
6. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
7. ⑭欄は、実施する事業内容に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

(3)こども送迎センター設置改修事業

送迎センター名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	事業開始年月日 ⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄および⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、こども送迎センター事業を開始する(した)年月日を記入すること。

別表2

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名 \_\_\_\_\_

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
(1)代替保育利用支援								
(2)予約制導入に係る体制整備								
計								

(記載上の注意)

- ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(1)代替保育利用支援

NO.	対象事業	年間利用予定 実人数	年間利用予定 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助 額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×1/2)	⑬
		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	
1							0			0			
2							0			0			
3							0			0			
小計		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
- ②欄は、年間の利用予定実人数を記入すること。
- ③欄は、年間の延べ利用予定月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
- ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 ○○保育園○時間○円、補助額 1人につき○月当たり○円上限)

別表2

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(2) 予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	対象予定人数 ③	予約入所実施 予定時期 ④	配置職員 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)
			人			円	円	円	円	円	円	円	円
1								0			0		
2								0			0		
3								0			0		
4								0			0		
5								0			0		
6								0			0		
小計			人			円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、年間の対象予定人数を記入すること。
- ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨ 円
(1)代替保育利用支援									
(2)予約制導入に係る体制整備									
計								※1	※2

(記載上の注意)

- ①欄から⑨欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名

(1)代替保育利用支援

NO.	対象事業	年間利用予定 実人数	年間利用予定 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補 助額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)	⑭
		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1							0			0				
2							0			0				
3							0			0				
小計		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
- ②欄は、年間の利用予定実人数を記入すること。
- ③欄は、年間の延べ利用予定月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
- ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 ○○保育園○時間○円、補助額 1人につき○月当たり○円上限)

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名

(2) 予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	対象予定人数 ③ 人	予約入所実施予定時期 ④	配置職員 ⑤	総事業費 ⑥ 円	寄付金その他の収入予定額 ⑦ 円	差引額 ⑧(⑥-⑦) 円	対象経費の支出予定額 ⑨ 円	国庫補助基準額 ⑩ 円	選定額 ⑪ 円	市町村補助額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2) 円
1								0			0			
2								0			0			
3								0			0			
4								0			0			
5								0			0			
6								0			0			
小計			人			円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、年間の対象予定人数を記入すること。
- ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
(1)3歳児受入れ連携支援事業								
(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業								
計								

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名 \_\_\_\_\_

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	連携支援コーディネーターの職種 ③	連携施設設定状況 ④		満3歳以上の 児童の定員拡大 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)
				か所	円									
1				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育										
				事業所内保育										
2				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育										
				事業所内保育										
3				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育										
				事業所内保育										
4				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育										
				事業所内保育										
5				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育										
				事業所内保育										
6				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育										
				事業所内保育										
小計					か所		円	円	円	円	円	円	円	円
				家庭的保育										
				小規模保育										
				事業所内保育										

(記載上の注意)

- ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他( ))のいずれかを記入すること。ウの場合は、( )内に具体的な内容を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2) 円	コーディネーター数 ⑨ 人	家庭的保育 事業者数 ⑩ 人	実施事業内容 ⑪
家庭的保育コンソーシアム形成事業											1. 共同での備品購入等の調整 2. 共同での自園調理等の調整 3. 連携施設からの給食提供等の調整 4. 代替保育等の調整 5. 家庭的保育補助者の雇用管理等 6. 子どものための教育・保育給付交付金等の請求等の事務処理 7. 各家庭的保育事業所への巡回指導又は相談支援等 8. その他( )
計											

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、コンソーシアムを形成する事業者数を記入すること。
- ⑪欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

18-2 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名 \_\_\_\_\_

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	連携支援コーディネーターの職種 ③	連携施設設定状況 ④		満3歳以上の 児童の定員拡大 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村 補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2)
				か所	円										
1				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											
2				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											
3				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											
4				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											
5				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											
6				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											
小計				か所			円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円
				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											

(記載上の注意)

- ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他( ))のいずれかを記入すること。ウの場合は、( )内に具体的な内容を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

19-1 医療的ケア児保育支援モデル事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県・指定都市・中核市名

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	医療的ケアに 従事する職員 ③	対象 児童数 ④	必要とする 医療的ケア ⑤	保育士の研修 受講支援 ⑥	補助者の加配 ⑦	医療的ケア児 保育支援者 の配置 ⑧	ガイドライン策定 ⑨	総事業費 ⑩	寄付金その他 の 収入予定額 ⑪	差引額 ⑫(⑩-⑪)	対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭	選定額 ⑮	国庫補助基本 額 ⑯	国庫補助所要 額 ⑰(⑯×1/2)
				人													
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
小計				人						円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受け入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受け入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、必要とする医療的ケアを記入すること(例:たん吸引、経管栄養、導尿等)
- ⑥欄は、保育士の研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児の保育を行うための保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、医療的ケア児保育支援者を配置する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインの策定を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑮欄は、⑫欄、⑬欄及び⑭欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑯欄には、⑮欄の額を記入すること。
- ⑰欄には、⑯欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

19-2 医療的ケア児保育支援モデル事業(都道府県間接補助分)

市町村名

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	医療的ケアに 従事する職員 ③	対象 児童数 ④	必要とする 医療的ケア ⑤	保育士の研 修受講支援 ⑥	補助者の加 配 ⑦	医療的ケア 児 保育支援者 の配置 ⑧	ガイドライン策定 ⑨	総事業費 ⑩	寄付金その 他の 収入予定額 ⑪	差引額 ⑫(⑩-⑪)	対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭	選定額 ⑮	(⑮×3/4) ⑯	都道府県補 助額 ⑰	国庫補助基 本額 ⑱	国庫補助所 要額 ⑲(⑱×2/3)
				人															
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
小計				人						円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受け入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受け入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、必要とする医療的ケアを記入すること(例:たん吸引、経管栄養、導尿等)
- ⑥欄は、保育士の研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児の保育を行うための保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、医療的ケア児保育支援者を配置する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインの策定を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑮欄は、⑫欄、⑬欄及び⑭欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑯欄には、⑰欄と⑱欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑲欄には、⑱欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

20-1 家庭支援推進保育事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

NO.	保育所等名 ①	設置主体 (公又は私) ②	年間事業 月数 ③	平均対象児童 入所率 ④	加配保育士数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)
			月	%	人	円	円	円	円	円	円	円	円
1													
2													
3													
4													
5													
6													
小計	か所	か所 公 私			人	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. 保育所等ごとに記入すること。
2. ②欄は、いずれかを選択すること。
3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。  
(必ず40%以上、小数点第1位まで記入)  
ただし、年間平均の対象児童入所率が40%を下回る場合は、40%を超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。  
(この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が40%を超えた月数を記入すること。)
4. ⑤欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
5. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
7. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

20-2 家庭支援推進保育事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

NO.	保育所名 ①	設置主体 (公又は私) ②	年間事業 月数 ③	平均対象児童 入所率 ④	加配保育士数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村 補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2)
			月	%	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1														
2														
3														
4														
5														
6														
小計	か所	か所 公 私			人	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

(記載上の注意)

1. 保育所等ごとに記入すること。
2. ②欄は、いずれかを選択すること。
3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。  
(必ず40%以上、小数点第1位まで記入)  
ただし、年間平均の対象児童入所率が40%を下回る場合は、40%を超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。  
(この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が40%を超えた月数を記入すること。)
4. ⑤欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
5. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
7. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

21-1 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市 名

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加予定人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助 基本額 ⑫	国庫補助 所用額 ⑬
				人	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	か所		人	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄と同額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に1/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

別表2

21-2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市 名

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加予定人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/3)
				人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	か所		人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

21-3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(都道府県間接補助事業)

都道府県名

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営主体 ③	区分 ④	参加予定人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	(⑪×2/3) ⑫	都道府県 補助額 ⑬	国庫補助 基本額 ⑭	国庫補助 所要額 ⑮(⑭×1/2)
				人	円	円	円	円	円	円	円		円	円
合計	か所	か所		人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村		公 私												

(記載上の注意)

- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑭欄は、⑫欄の額と⑬欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

指定都市  
中核市 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)基本改善事業								
①保育所等設置促進事業								
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業								
(1) 計(A)								
(2)環境改善事業								
①障害児受入促進事業								
②分園推進事業								
③熱中症対策事業								
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業								
(2)(緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)								
合 計(A+B)	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

指定都市  
名  
中核市

市町村名 ①	施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 支出予定額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3) 円	提供する保育サービス 内容 ⑫	実施事業内容 ⑬
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市名  
中核市名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	事業開始年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
			円	円	円	円	円	円	円	円		
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	実施事業内容 ⑫
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私									

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市 名

(2)環境改善事業

②分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 支出予定額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3) 円	実施事業内容 ⑫
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私									

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市  
中核市  
名

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置 室数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)
			円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、冷房設備を新規設置するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 支出予定額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3) 円	事業開始 年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

指定都市  
中核市 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(1) 基本改善事業									
① 保育所等設置促進事業									
② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業									
(1) 計(A)									
(2) 環境改善事業									
① 障害児受入促進事業									
② 分園推進事業									
③ 熱中症対策事業									
④ 病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業									
(2) (緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)									
合 計(A+B)	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市  
名  
中核市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 支出予定額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	市町村補助額 ⑩ 円	国庫補助基本額 ⑪ 円	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3) 円	提供する保育サービス 内容 ⑬	実施事業内容 ⑭
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較し、少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市名  
中核市名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3)	事業開始年月日 ⑬	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円		
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市名  
中核市名

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3)	実施事業内容 ⑬
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄と⑨欄の少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

(2)環境改善事業

②分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3)	実施事業内容 ⑬
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄と⑨欄の少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 室数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3)
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村											

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、冷房設備を新規設置するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄と⑨欄の少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3)	事業開始 年月日 ⑬	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円		
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(総括)(都道府県間接補助事業)

都道府県 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×2/3) ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩
(1)基本改善事業										
①保育所等設置促進事業										
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業										
(1)計(A)										
(2)環境改善事業										
①障害児受入促進事業										
②分園推進事業										
③熱中症対策事業										
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業										
(2)(緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)計(B)										
合計(A+B)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都道府県 名

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	提供する保育 サービス内容 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		公 私												

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都道府県名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	事業開始年月日 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私												

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

②分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 室数 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の 収入予定額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 支出予定額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	(⑨×2/3) ⑩ 円	都道府県 補助額 ⑪ 円	国庫補助基本額 ⑫ 円	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2) 円
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村												

(記載上の注意)

- ③欄は、冷房設備を新規設置するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	事業開始 年月日 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私												

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-4 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

市町村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(2)環境改善事業								
⑤緊急一時預かり推進事業								
⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業								
小計 (緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-4 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名

⑤緊急一時預かり推進事業

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③ 円	寄付金その他の収入予定額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の支出予定額 ⑥ 円	国庫補助基準額 ⑦ 円	選定額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/2) 円	事業開始年月日 ⑪	実施事業内容 ⑫
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所 公 私	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、緊急一時預かり事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-4 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名

⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/2)	事業開始 年月日 ⑪	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
	公 私										

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-5 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

市町村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(2)環境改善事業									
⑤緊急一時預かり推進事業									
⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業									
小計 (緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)									
合 計	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-5 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名

⑤緊急一時預かり推進事業

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/2)	事業開始年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	公 私											

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、低い額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、緊急一時預かり事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-5 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名

⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/2)	事業開始年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所 公 私	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、低い額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-6 保育環境改善等事業（間接補助事業分）  
 (2) 環境改善事業  
 ⑦安全対策事業

都道府県  
市町村 名

対象施設名 ①	対象施設の類型 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	(⑧×3/4) ⑨	自治体補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×2/3)	購入等する機器 ⑬	単価 ⑭	数量 ⑮	リースの場合 の期間 ⑯
対象児童数 人												(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ( )			
対象児童数 人												(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ( )			
対象児童数 人												(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ( )			
が所		円	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2				

(記載上の注意)

- ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は補助対象機器の使用対象となる児童数を記入すること(対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全てに○をすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。
- ⑮欄は、購入する機器の数量を記載すること。ただし、①の対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。
- ⑯欄は、機器をリースする場合のリース期間を記入すること。

別表2

23-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(総括)(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県  
市町村名

---

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業								
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業								
計								

(記載上の注意)

- ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

別表2

23-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)  
 (1) 質の確保・向上のための研修事業

都道府県  
 市町村名

研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	開催回数 ③	研修受講者数 ④	研修の内容 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪
		回	人	1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他	円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
合計	か所	回	人	/	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、実施する研修内容に○をすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

23-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

(2) 質の確保・向上のための巡回支援指導事業

都道府県  
市町村名

巡回支援指導 実施事業者(所)名 ①	巡回支援 指導員数 ②	指導を実施する 施設・延べ回数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨
	人	回	円	円	円	円	円	円
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
合計	人	回	円	円	円	円	円	円
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						

(記載上の注意)

- ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- ③欄は、各施設・事業類型に対する実施延べ回数を記載すること。  
 保育所…保育所 こども園…認定こども園 地域型保育…地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)  
 地域子ども…地域子ども・子育て支援事業 認可外…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

23-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(総括)(都道府県間接補助事業分)

市町村名 \_\_\_\_\_

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	(⑥×3/4) ⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×2/3) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業										
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業										
計										

(記載上の注意)

- ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。

別表2

23-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(1) 質の確保・向上のための研修事業

市町村名

研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	開催回数 ③	研修受講者数 ④	研修の内容 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪
		回	人		円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
合計	か所	回	人		円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、実施する研修内容に○をすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

23-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(2) 質の確保・向上のための巡回支援指導事業

市町村名

巡回支援指導 実施事業者(所)名 ①	巡回支援 指導員数 ②	指導を実施する 施設・延べ回数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨
	人	回	円	円	円	円	円	円
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
合計	人	回	円	円	円	円	円	円
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						

(記載上の注意)

1. ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。

2. ③欄は、各施設・事業類型に対する実施延べ回数を記載すること。

保育所…保育所 こども園…認定こども園 地域型保育…地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

地域子ども…地域子ども・子育て支援事業 認可外…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

24-1 保育施設・事業の届出促進事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県・指定都市・中核市 名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×3/4) 円
保育施設・事業の届出促進事業								
計								

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

24-2 保育施設・事業の届出促進事業(都道府県間接補助事業分)

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	(⑥×7/8) ⑦ 円	都道府県補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×6/7) 円
保育施設・事業の届出促進事業										
計										

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄に7/8を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

25 放課後居場所緊急対策事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の支出 予定額 ⑤ 円	国庫補助 基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助 基本額 ⑧ 円	国庫補助 所要額 ⑨(⑧×1/3) 円	実施場所 ⑩	運営主体 ⑪	開所状況			事業実施月 数 ⑮ 月	開設準備経 費 ⑯
											週の開所日 数 ⑫ 日	開所時間 ⑬ 時間	待機児童数 ⑭ 人		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
合計( 箇所)	円	円	円	円	円	円	円	円							

(記入上の注意)

- ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。  
⑮欄の事業実施月数÷12×1,021,000円 (+ ⑯欄に「○」を記入した場合、500,000円)
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、児童館(児童センター含む)、公民館、塾、スポーツクラブ、小学校の余裕教室、民家・アパート、保育所、認定こども園、幼稚園、団地集会室、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。  
※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。
- ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑬欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
- ⑭欄は、4月1日における市町村内の放課後児童クラブの待機児童数を記入すること。なお、4月1日時点で事業を開始していない場合、事業開始月の1日時点の待機児童数を記入すること。
- ⑮欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2

26 小規模多機能・放課後児童支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/3) 円	実施場所 ⑩	運営主体 ⑪	事業内容等 ⑫	開所状況			事業実施月数 ⑬ 月	放課後児童支援員の配置		開設準備経費 ⑱
												週の開所日数 ⑬ 日	開所時間数 ⑭ 時間	利用児童数 ⑮ 人		配置の有無 ⑰	配置月数 ⑱ 月	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
合計(  か所)	円	円	円	円	円	円	円	円						人				

(記入上の注意)

- ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。  
 ・⑫欄を「事業内容(1)」としたとき… ⑬欄の事業実施月数÷12×1,021,000円 + ⑱欄の配置月数÷12×680,000円 (+ ⑲欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)  
 ・⑫欄を「事業内容(2)」としたとき… ⑬欄の事業実施月数÷12×2,121,000円 + ⑱欄の配置月数÷12×680,000円 (+ ⑲欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、児童館(児童センター含む)、公民館、塾、スポーツクラブ、小学校の余裕教室、民家・アパート、保育所、認定こども園、幼稚園、団地集会所、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。  
 ※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。
- ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑫欄は、「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2の3のうち、(1)又は(2)のいずれかを選択すること。
- ⑭欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
- ⑮欄は、年間平均利用児童数を記入することとし、小数点以下は切り捨てること。
- ⑯欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑰欄は、放課後児童支援員を配置した場合には「○」を記入すること。
- ⑱欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。なお、⑲欄に「○」を記入しない場合、空欄とすること。
- ⑲欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2

27 待機児童対策協議会推進事業

都道府県名

	対象経費の 支出予定額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	配置職員の職種 ③
待機児童対策協議会推進事業			
計			

(記載上の注意)

- ③欄は、配置する職員の職種(事務、保育士、保健師等)を記入すること。

別表2

28-1 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県、市町村直接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	対象経費の 支出予定額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	実施事業内容 ③
新たな待機児童対策提案型事業			1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計			

(記載上の注意)

- ③欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

28-2 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県・市町村間接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準 額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県又は 市町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要 額 ⑨(⑧×10/10) 円	実施事業内容 ⑩
新たな待機児童対策提案型事業										1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業
計								※1 円	※2 円	

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

28-3 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県間接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準 額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県補助 額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要 額 ⑨(⑧×10/10) 円	実施事業内容 ⑩
新たな待機児童対策提案型事業										1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計										

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

29-1 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県・直接補助分)

都道府県 名 \_\_\_\_\_

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	地域連携推進員 配置数 ⑧ 人
計							

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

29-2 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県・間接補助分)

市町村名 \_\_\_\_\_

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	(⑦×3/4) ⑧ 円	都道府県補助 額 ⑨ 円	国庫補助基本 額 ⑩ 円	国庫補助所 要額 ⑪(⑩×2/3) 円	地域連携推進員 配置数 ⑫ 人
計											

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

30-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)(総括)

都道府県  
市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)改修費等支援								
(2)移転費等支援								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

30-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)  
 (1)改修費等支援

都道府県  
 市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭(⑬×1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円
合 計		人				円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

30-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)  
 (2) 移転費等支援

都道府県  
 市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額			国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
									移転費	仮設置費					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑮×1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑭欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑮欄には、⑭欄の額を記入すること。
- ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

30-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助事業分)(総括)

都道府県  
市町村名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
(1)改修費等支援										
(2)移転費等支援										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2
合 計										

(記載上の注意)

- ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

30-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)

(1)改修費等支援

都道府県  
市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その 他の収入 予定額	差引額	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額	選定額	(12)×3/4	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑮×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

30-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)  
 (2) 移転費等支援

都道府県  
 市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その 他の収入予 定額	差引額	対象経費の支出予定額			国庫補助 基準額	選定額	(14)×3/4	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
									移転費	仮設置費							
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱(⑰×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑭欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑰欄は、⑮欄と⑯欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑱欄には、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表

都道府県名

---

(千円)

	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
都道府県事業（直接補助）				
都道府県間接補助事業				
合 計				

別表

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表

市町村名 \_\_\_\_\_

(千円)

	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
市町村事業（直接補助）				
市町村間接補助事業				
合 計				

< 番 号 >  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

〇〇都道府県知事  
〇〇市町村長

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付決定された標記の事業を完了したので、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表(別表)
- 2 保育対策総合支援事業費補助金精算書(別表1)
- 3 保育対策総合支援事業費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

厚生労働大臣殿

〇〇道府県知事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号により交付された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金事業実績報告書  
●●市外 ●市町村分



< 番 号 >  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

東京都知事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号により交付された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金事業実績報告書  
●●市外 ●市町村分



令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付額確定通知書

〇〇市町村

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付決定された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、令和 年 月 日第※号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※( )内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事

(施行注意)

( )内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金精算書(都道府県事業・直接補助)

都道府県名

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪(⑩-⑧) 円
保育士資格取得支援事業								1/2	/	/	/
保育士試験追加実施支援事業								1/2			
※ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業								1/2			
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2			
保育士・保育所支援センター設置運営事業								1/2			
保育士修学資金貸付等事業								9/10			
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費)								1/2			
民有地マッチング事業								1/2			
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業								1/2			
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2			
保育施設・事業の届出促進事業								3/4			
待機児童対策協議会推進事業								1/2			
新たな待機児童対策提案型事業								10/10			
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業								1/2			
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2			
合計											

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金精算書(市町村事業・直接補助)

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
保育士資格取得支援事業※指定都市・中核市のみ								1/2			
保育士試験追加実施支援事業 ※指定都市のみ								1/2			
※ 保育士宿舍借り上げ支援事業								1/2			
保育人材等就職・交流支援事業								1/2			
※ 保育補助者雇上強化事業								3/4			
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2			
保育士・保育所支援センター設置運営事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2			
※ 潜在保育士再就職支援事業								1/2			
保育士修学資金貸付等事業 ※指定都市のみ								9/10			
※ 保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)								2/3			
※ 保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)								1/2			
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助 言指導費、指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費 等)								1/2			
民有地マッチング事業								1/2			
※ 広域的保育所等利用事業								1/2			
※ 保育利用支援事業								1/2			
※ 3歳児受入れ等連携支援事業								1/2			
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2			
※ 家庭支援推進保育事業								1/2			
認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								1/3			
※ 保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉 所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) ※指定都市・中核市のみ								1/3			
保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業)								1/2			
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2			
保育施設・事業の届出促進事業 ※指定都市・中核市のみ								3/4			
※ 放課後居場所緊急対策事業								1/3			
※ 小規模多機能・放課後児童支援事業								1/3			
新たな待機児童対策提案型事業								10/10			
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2			
合 計											

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金精算書(都道府県間接補助事業)

都道府県

1. 都道府県(合計)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨ 円	国庫補助金交付決定額 ⑩ 円	国庫補助金受入済額 ⑪ 円	差引過不足額 ⑫(⑩-⑪) 円
保育士資格取得支援事業												
保育士養成施設に対する就職促進支援事業								※1	※2			
※ 保育体制強化事業												
※ 保育補助者雇上強化事業												
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業												
保育士修学資金貸付等事業								※1	※2			
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※(都市部における保育所等への賃借料支援事業:財政力指数1.0超の市町村及び特別区)												
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※(都市部における保育所等への賃借料支援事業:上記以外の市町村)												
※ 民有地マッチング事業(コーディネーターの配置支援)												
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業												
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業												
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間における乳幼児受入れ支援事業以外)												
※ (1)基本改善事業												
※ (2)環境改善事業												
保育環境改善等事業(安全対策事業)								※1	※2			
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業												
※ 保育施設・事業の届出促進事業												
新たな待機児童対策提案型事業 ②の事業								※1	※2			
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業												
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業												
認可外保育施設改修費等支援事業								※1	※2			
合計												

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。
- ※については、上記に関わらず、①から⑨の各欄には各市町村の合計を記載すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金精算書(都道府県間接補助事業)

市町村名

2. 都道府県(市町村分)

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×3/4) ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
※ 保育体制強化事業										
※ 保育補助者雇上強化事業										
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (都市部における保育所等への賃借料支援事業:財政力指数1.0超の市町村及び特別区)										
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (都市部における保育所等への賃借料支援事業:上記以外の市町村)										
※ 民有地マッチング事業										
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業										
認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)										
(1)基本改善事業 ①、②の事業										
(2)環境改善事業 ①~③の事業										
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業										
保育施設・事業の届出促進事業										
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業										
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業										
合計										

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、別表2の各事業で定める選定額に乘じる割合(3/4等)を⑥に乘じた金額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乘じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については、上記に関わらず、①欄から⑩欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金精算書(市町村間接補助事業)

市町村

1. 市町村

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村 補助額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨	国庫補助金 交付決定額 ⑩	国庫補助金 受入済額 ⑪	差引 過不足額 ⑫(⑩-⑨)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ												
※ 保育士宿舍借り上げ支援事業								※1	※2			
保育人材等就職・交流支援事業												
※ 保育体制強化事業								※1	※2			
※ 保育補助者雇上強化事業								※1	※2			
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業												
※ 潜在保育士再就職支援事業								※1	※2			
※ 保育士修学資金貸付等事業 ※指定都市のみ								※1	※2			
※ 保育所等改修費等支援事業(家庭的保育改修費等を除く)(国負担割合3分の2)								※1	※2			
※ 保育所等改修費等支援事業(家庭的保育改修費等を除く)(国負担割合2分の1)								※1	※2			
※ 家庭的保育改修費等(国負担割合3分の2)								※1	※2			
※ 家庭的保育改修費等(国負担割合2分の1)								※1	※2			
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業(保育所設置促進事業)								※1	※2			
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(認可化移行移転費等)								※1	※2			
※ 民有地マッチング事業(コーディネーターの配置支援)								※1	※2			
※ 保育利用支援事業								※1	※2			
※ 3歳児受入れ等連携支援事業 ①の事業								※1	※2			
※ 家庭支援推進保育事業								※1	※2			
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								※1	※2			
保育環境改善等事業 ※ (安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳 幼児受入れ支援事業以外) ※指定都市・中核市のみ								※1	※2			
※ 保育環境改善等事業(安全対策事業)								※1	※2			
保育環境改善等事業 ※ (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支 援事業)								※1	※2			
※ 新たな待機児童対策提案型事業								※1	※2			
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								※1	※2			
合計												

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。

別表2

	都道府県 指定都市 名 中核市	
	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
1-1 保育士資格取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・直接補助分)	①	②
保育士資格取得支援事業		
保育士試験による資格取得支援事業		
合 計	円 0	円 0

別表2

1-2 保育士資格取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・間接補助事業分)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
保育士資格取得支援事業		
保育士試験による資格取得支援事業		
合 計	円 0	円 0

別表2

1-3 保育士試験による資格取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・直接補助分)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
保育士資格取得支援事業		
保育士試験による資格取得支援事業		
合 計	円 0	円 0

別表2

1-4 保育士試験による資格取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・間接補助事

都道府県  
指定都市 名  
中核市

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
保育士資格取得支援事業		
保育士試験による資格取得支援事業		
合 計	円 0	円 0

別表2

2 保育士試験追加実施支援事業	都道府県 指定都市 名
	対象経費の 実支出額
① 円	② 円

※具体的な支出内容が確認できる書類を添付すること。

別表2

3-1 保育士養成施設に対する就職促進支援事業(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	養成施設卒業者数 ⑩	⑩のうち保育士資格取得者数 ⑪	⑪のうち保育所等就職内定者数 ⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

別表2

3-2 保育士養成施設に対する就職促進支援事業(都道府県間接補助事業分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	都道府県補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(×1/2) 円	養成施設卒業生数 ⑪ 人	⑪のうち保育士資格取得者数 ⑫ 人	⑫のうち保育所等就職内定者数 ⑬ 人
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	人	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

4-1 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村事業・直接補助分)

市町村名 \_\_\_\_\_

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	対象者数 ⑩	対象月数(延月数) ⑪
	ア		0			0	0	0		
	イ		0			0				
	ア		0			0	0	0		
	イ		0			0				
	ア		0			0	0	0		
	イ		0			0				
	ア		0			0	0	0		
	イ		0			0				
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑦欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑪欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

4-2 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/2)	⑪	⑫
	ア		0			0	0				
	イ		0			0	0	0	0		
	ウ		0			0					
	ア		0			0	0				
	イ		0			0	0	0	0		
	ウ		0			0					
	ア		0			0	0				
	イ		0			0	0	0	0		
	ウ		0			0					
	ア		0			0	0				
	イ		0			0	0	0	0		
	ウ		0			0					
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑫欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

4-3 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(7)×3/4	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩×2/3)	⑫	⑬
	ア		0			0	0		0	0		
	イ		0			0	0		0	0		
	ア		0			0	0		0	0		
	イ		0			0	0		0	0		
	ア		0			0	0		0	0		
	イ		0			0	0		0	0		
	ア		0			0	0		0	0		
	イ		0			0	0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

4-4 保育士宿舍借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	(⑧×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×2/3)	⑬	⑭
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
	ア		0			0	0	0					
	イ		0			0	0	0		0	0		
	ウ		0			0		0					
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑨欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑪欄には、⑨欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

5-1 保育人材等就職・交流支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業			0			0
(3) 保育所等における業務集約化推進事業			0			0
	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

5-2 保育人材等就職・交流支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業			0			0
(3) 保育所等における業務集約化推進事業			0			0
	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

6-1 保育体制強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者配置数
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/2)	⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人
			0			0		0	0	
			0			0		0	0	
			0			0		0	0	
			0			0		0	0	
			0			0		0	0	
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

6-2 保育体制強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	(⑦×3/4) ⑧	都道府県補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×2/3)	保育支援者配置数 ⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

7-1 保育補助者雇上強化事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×3/4)	保育補助者配置数 ⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

7-2 保育補助者雇上強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	市町村補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×3/4)	保育補助者配置数 ⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人
か所	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

7-3 保育補助者雇上強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	(⑦×7/8) ⑧ 円	都道府県補助額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×6/7) 円	保育補助者 配置数 ⑫ 人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

8-1 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県  
市町村名

	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	①	②
(1)若手保育士への巡回支援		
(2)保育事業者への巡回支援		
(3)放課後児童クラブへの巡回支援		
合 計	円	円

別表2

8-2 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	①	②
(1)若手保育士への巡回支援		
(2)保育事業者への巡回支援		
(3)放課後児童クラブへの巡回支援		
合 計	円	円

別表2

都道府県  
指定都市 名  
中核市

9 保育士・保育所支援センター設置運営事業

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額 ②	就職件数 ③	対象者数 ④	求人・求職件数 ⑤
(1) 保育士・保育所支援センター 開設運営費					
(2) 保育士再就職支援コーディネーター 雇上費					
(3) 再就職支援及び雇用管理改善 経費					
(4) 潜在保育士の把握及びセン ター認知度向上のための経 費					
(5) 保育士登録簿を活用した就 職促進経費					
(6) マッチングシステム導入・改 修のための経費					今年度
					(前年度同時期)
(7) 放課後児童支援員の人材確 保支援のための経費					
合 計	円	円	人	人	件 (今年度)

(記載上の注意)

- ③欄、④欄は、(1)については、同センターの事業対象者として登録されている保育士の数((5)による登録者数を含む。)、(2)については、同センターの事業に基づく紹介による就職件数、(5)については、保育士登録の仕組みを活用して登録された保育士数をそれぞれ記載すること。

別表2

10-1 潜在保育士再就職支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)
(1) 保育所等におけるOJT等の支援								
(2) 園内研修に外部講師を呼ぶための支援								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

10-2 潜在保育士再就職支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)
(1) 保育所等におけるOJT等の支援									
(2) 園内研修に外部講師を呼ぶための支援									
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①欄から⑨欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

11-1 保育士修学資金貸付等事業(直接補助事業分)

都道府県 名  
指定都市

		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×9/10)	貸付人数又は 貸付事業所数 ⑨	貸付金額 ⑩
保育士修学資金貸付	保育士修学資金										
	入学準備金加算										
	就職準備金加算										
	生活扶助加算										
保育補助者雇上費貸付											
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付											
就職準備金貸付											
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 業利用料金の一部貸付											
貸付事務費											
合 計		円	円	円	円	円	円	円	円	人	円

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑨欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表2

11-2 保育士修学資金貸付等事業(間接補助事業分)

都道府県  
指定都市 名 \_\_\_\_\_

間接補助事業者名 \_\_\_\_\_

		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	都道府県等 補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨	貸付人数又は 貸付事業所数 ⑩	貸付金額 ⑪
保育士修学資金貸付	保育士修学資金						/	/	/	/		
	入学準備金加算											
	就職準備金加算											
	生活扶助加算											
保育補助者雇上費貸付												
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付												
就職準備金貸付												
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付												
貸付事務費												
合 計		円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	円

(記載上の注意)

1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
2. ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑩欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表2

市町村名

12-1 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の14-1①から14-1③の各施設の合計を記入すること。

12-2 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	※1 円 0	※2 円 0

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の14-2①から14-2⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

市町村名

12-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③((1)-②)	対象経費の 支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の14-3①から14-3③の各施設の合計を記入すること。

12-4 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③((1)-②)	対象経費の 支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	※1 円 0	※2 円 0

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の1-4①から1-4⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

12-1① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員	うち定員増	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	事業開始年月日 ⑮
				⑤ 人	⑥ 人									
						円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-1② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3)認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤ 人	うち定員増 ⑥ 人	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他の 収入額 ⑧ 円	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 実支出額 ⑩ 円	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭ 円	移行年月日 ⑮	事業実施内容 ⑯
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑯欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-1③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤ 人	うち定員増 ⑥ 人	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他の 収入額 ⑧ 円	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 実支出額 ⑩ 円	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭ 円	事業開始年月日 ⑮
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-3① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×1/2) ⑭	事業開始年月日 ⑮
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-3② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3) 認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×1/2) ⑭	移行年月日 ⑮	事業実施内容 ⑯
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円		
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑯欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-3③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×1/2) ⑭	事業開始年月日 ⑮
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-2① 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等

対象施設名 ①	設置主体 ②	施設区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤ 人	うち定員増 ⑥ 人	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他の 収入額 ⑧ 円	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 実支出額 ⑩ 円	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	((⑫×3/4) ⑬ 円	市町村名			開設年月日 ⑰	
													市町村補助額 ⑭ 円	国庫補助基本額 ⑮ 円	国庫補助所要額 ⑯(⑮×8/9) 円		
								0			0	0			0		
								0			0	0			0		
								0			0	0			0		
								0			0	0			0		
								0			0	0			0		
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円※1 0	円※2 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備を行う施設に応じて「保育所」「保育所分園」「幼保連携型認定こども園」「幼保連携型認定こども園分園」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行や小規模保育事業所からの施設種別の変更の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する保育所又は保育所分園の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

12-2② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	((⑫×3/4) ⑬	市町村補助額			事業開始年月日 ⑰	
													市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×8/9)		
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0		0	0	0	
								0			0	0		0	0	0	
								0			0	0		0	0	0	
								0			0	0		0	0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-2③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3) 認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	(⑫×3/4) ⑬	市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×8/9)	移行年月日 ⑰	事業実施内容 ⑱
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑱欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-2④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	市町村補助額 ⑬	国庫補助基本額 ⑭	国庫補助所要額 ⑮(⑭×2/3)	事業開始年月日 ⑯
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑯欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-2⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤ 人	うち定員増 ⑥ 人	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他の 収入額 ⑧ 円	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 実支出額 ⑩ 円	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	(⑫×3/4) ⑬ 円	市町村補助額 ⑭ 円	国庫補助基本額 ⑮ 円	国庫補助所要額 ⑯(⑮×8/9) 円	事業開始年月日 ⑰	移行年月日 ⑱
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、移行を予定している認定こども園の形態(幼保連携型、幼稚園型)又は小規模保育事業所を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、移行後の認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)における保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑱欄は、認定子ども園又は小規模保育事業所に移行する年月日を記入すること。

別表2

12-4① 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	施設区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	(⑫×3/4) ⑬	市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×2/3)	開設年月日 ⑰
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備を行う施設に応じて「保育所」「保育所分園」「幼保連携型認定こども園」「幼保連携型認定こども園分園」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行や小規模保育事業所からの施設種別の変更の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する保育所又は保育所分園の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

12-4② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(12)×3/4	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始年月日
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(7-8)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(15×2/3)	⑰
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-4③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3) 認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	(⑫×3/4) ⑬	市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×2/3)	移行年月日 ⑰	事業実施内容 ⑱
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0		0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑱欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-4④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	市町村補助額 ⑬	国庫補助基本額 ⑭	国庫補助所要額 ⑮(⑭×1/2)	事業開始年月日 ⑯
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
								0			0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑯欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-4⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	(⑫×3/4) ⑬	市町村補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×2/3)	事業開始年月日 ⑰	移行年月日 ⑱
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
								0			0	0		0	0		
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	円		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、移行を予定している認定こども園の形態(幼保連携型、幼稚園型)又は小規模保育事業所を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、移行後の認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)における保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑰欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑱欄は、認定こども園又は小規模保育事業所に移行する年月日を記入すること。



別表2

13-2 都市部における保育所への賃借料等支援事業((2)保育所設置促進事業)(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③ 人	区分 ④	総事業費 ⑤ 円	寄付金その他の収入額 ⑥ 円	差引額 ⑦(⑤-⑥) 円	対象経費の実支出額 ⑧ 円	国庫補助基準額 ⑨ 円	選定額 ⑩ 円	(⑩×3/4) ⑪ 円	市町村補助額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 ⑭(⑬×2/3) 円	事業開始年月日 ⑮
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)
- ③欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。
- ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑮欄は、保育所等を開始した年月日を記入すること。

別表2

14-1 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名 \_\_\_\_\_

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)		
	調査費 ②	助言指導費 ③	指導監督基準遵守 助言指導費 ④
か所	か所	か所	か所

(記載上の注意)

1. ②～④欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
1. 調査費								
2. 助言指導費								
3. 指導監督基準遵守 助言指導費								
計								

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

14-1① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助 基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助 基本額 ⑧ 円	国庫補助 所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪
か所	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14-1② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	移行計画書の有無 ⑩	計画策定年月日 ⑪	移行予定年月日 ⑫
か所	円	円	円	円	円	円	円	円			

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14-1③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	基準遵守計画書の有無 ⑩	計画策定年月日 ⑪	基準遵守予定年月日 ⑫
か所	円	円	円	円	円	円	円	円			

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14-2 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(都道府県事業・間接補助分)

市町村名 \_\_\_\_\_

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)				
	調査費 ②	助言指導費 ③	指導監督基準遵守助言指導費 ④	認可化移行移転費等	
				移転費 ⑤	仮設設置費 ⑥
か所	か所	か所	か所	か所	か所

(記載上の注意)

1. ②～⑥欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円	(参考)自治体補助額	
									都道府県補助額 円	市町村補助額 円
1. 調査費										
2. 助言指導費										
3. 指導監督基準遵守 助言指導費										
4. 認可化移行移転費等										
計										

(記載上の注意)

- ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名 \_\_\_\_\_

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	計画策定年月日 ⑩	移行予定年月日 ⑪	(参考)自治体補助額	
											都道府県補助額 円	市町村補助額 円
か所	円	円	円	円	円	円	円	円				

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	移行計画書の有無 ⑩	計画策定年月日 ⑪	移行予定年月日 ⑫	(参考)自治体補助額	
												都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	円	円	円	円				円	円
か所	円	円	円	円	円	円	円	円					

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	基準遵守 計画書の 有無 ⑩	計画策定 年月日 ⑪	基準遵守予定 年月日 ⑫	(参考)自治体補助額		
												都道府県補助額 円	市町村補助額 円	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円						

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2④ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③ 円	寄付金その他の 収入額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の実支出額			国庫補助基準額 ⑨ 円	選定額 ⑩ 円	国庫補助基本額 ⑪ 円	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/2) 円	移行予定年月日 ⑬	(参考)自治体補助額		
					移転費 ⑦ 円	仮設置費 ⑧ 円	都道府県補助額 円						市町村補助額 円		
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、株式会社、NPO等)
- ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-3 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・間接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③ 円	寄付金その他の 収入額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の実支出額		国庫補助基準額 ⑨ 円	選定額 ⑩ 円	市町村 補助額 ⑪ 円	国庫補助基本額 ⑫ 円	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2) 円	移行予定年月日 ⑭	(参考)自治体補助額		
					移転費 ⑦ 円	仮設置費 ⑧ 円							都道府県補助額 円	市町村補助額 円	
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円		円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO等)
- ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑭欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

15-1 民有地マッチング事業(都道府県事業・直接補助事業分)

都道府県名: \_\_\_\_\_

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)
1. 民有地マッチング支援								
2. 整備候補地の確保支援								
3. コーディネーターの配置支援								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(1) 民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整備法人等		マッチング数 ⑤	整備決定数 ⑥	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④				
か所	か所			か所	か所	円	円

都道府県名： \_\_\_\_\_

(2) 整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数 ①	取組内容 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助基準額 ④
		円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3) コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
  - ア. 地域住民との調整
  - イ. その他( )

別表2

15-2 民有地マッチング事業(都道府県事業・間接補助事業分)

都道府県名: \_\_\_\_\_

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	都道府県補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)
3. コーディネーターの配置支援	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(3) コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。  
ア. 地域住民との調整 イ. その他( )

別表2

15-3 民有地マッチング事業(市町村事業・直接補助事業分)

市町村名: \_\_\_\_\_

区 分	総事業費 ①	寄付金その他 の収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)	(参考)自治体補助額	
									都道府県補助額	市町村補助額
1. 民有地マッチング支援										
2. 整備候補地の確保支援										
3. コーディネーターの配置支援										
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(1) 民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整備法人等		マッチング数 ⑤	整備決定数 ⑥	対象経費の 支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④				
か所	か所			か所	か所	円	円

市町村名: \_\_\_\_\_

(2) 整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数 ①	取組内容 ②	対象経費の 支出額 ③	国庫補助基準額 ④
		円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3) コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)に記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体に記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。  
ア. 地域住民との調整 イ. その他( )

別表2

15-4 民有地マッチング事業(市町村県事業・間接補助事業分)

市町村名: \_\_\_\_\_

区 分	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	自治体補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	(参考)自治体補助額	
										都道府県補助額 円	市町村補助額 円
3. コーディネーターの配置支援								※1	※2		

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、都道府県事業の場合は都道府県の補助額、市町村事業の場合は都道府県及び市町村の補助額を記載すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(3) コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③ 人	事業内容 ④	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。  
ア. 地域住民との調整 イ. その他( )

別表2

16 広域的保育所等利用事業(総括)

市町村名 \_\_\_\_\_

	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
1. こども送迎センター等事業								
①こども送迎センター事業								
②自宅等送迎事業								
2. 代替屋外遊戯場送迎事業								
3. こども送迎センター設置改修事業								
計								

(記載上の注意)

- ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

(1)こども送迎センター等事業

①こども送迎センター事業

送迎センター名 ①	センター開所時間 ②	実施主体 (委託の場合、委託先) ③	利用保育所等数 ④	送迎付き添い 保育士等数 ⑤	登録児童数 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その 他の収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助 基本額 ⑬	国庫補助 所要額 ⑭(⑬×1/2)	実施事業内容 ⑮
			か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
	午前 ~ : 午後 ~ : 合計 時間		か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	午前 ~ : 午後 ~ : 合計 時間		か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	午前 ~ : 午後 ~ : 合計 時間		か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	午前 ~ : 午後 ~ : 合計 時間		か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
か所			か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄の「午前」、「午後」の欄は、送迎センターの開所時刻、閉所時刻を記入すること。「合計」の欄は、送迎センターの開所時間(午前、午後の合計)を記入すること。
- ④欄には、送迎センターを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の種別に○を付けること。  
保…保育所　こ…認定こども園　小…小規模保育事業　家…家庭的保育事業　事…事業所内保育事業  
地…地方単独保育施設　国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業  
企…企業主導型保育事業　幼…幼稚園
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑮欄は、実施する事業内容に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

- (1)こども送迎センター等事業  
②自宅等送迎事業

実施主体(委託の場合、委託先) ①	利用保育所等数 ②	送迎付き添い保育士等数 ③	登録児童数 ④	総事業費 ⑤	寄付金その他の収入額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の実支出額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/2)	実施事業内容 ⑬
	か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
	か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	か所 保 こ 小 家 事 地 国 企 幼											1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄には、送迎サービスを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の種別に○を付けること。  
保…保育所    こ…認定こども園    小…小規模保育事業    家…家庭的保育事業    事…事業所内保育事業  
地…地方単独保育施設    国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業  
企…企業主導型保育事業    幼…幼稚園
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、実施する事業内容に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

①	②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑥-⑦)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)	⑭	
屋外遊戯場に代わる場所(代替屋外遊戯場)の名称	保育所等から代替屋外遊戯場までの平均的な距離、時間数(往復)、年間利用回数			実施主体(委託の場合、委託先)	利用保育所等数	送迎付き添い保育士等数	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容	
	距離	時間	回数(年)	km	分	回	か所	人	円	円	円	円	円	円	円	
	距離			km			か所									1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	時間			分			保こ小 家事地 国企幼									
	回数(年)			回												
	距離			km			か所									1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	時間			分			保こ小 家事地 国企幼									
	回数(年)			回												
	距離			km			か所									1. バス購入費 2. バス借上費 3. 保育士等雇上費 4. 運転手雇上費 5. 事業費
	時間			分			保こ小 家事地 国企幼									
	回数(年)			回												
か所							か所	人	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

1. 屋外遊戯場に代わる場所が複数ある場合、主とするものを記入すること。
2. ②欄の「距離」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な距離」を記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その距離も含む。)  
「時間」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な時間数」を「分単位」で記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その時間も含む。)  
「回数」の欄は、屋外遊戯場に代わる場所の「年間」の利用回数(各保育所等の利用回数の合計)を記入すること。
3. ④欄には、屋外遊戯場に代わる場所を利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の種別に○を付けること。  
保…保育所    小…認定こども園    小…小規模保育事業    家…家庭的保育事業    事…事業所内保育事業    地…地方単独保育施設  
国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業    企…企業主導型保育事業    幼…幼稚園
4. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
5. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
6. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
7. ⑭欄は、実施する事業内容に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

(3)こども送迎センター設置改修事業

送迎センター名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本 額 ⑧	国庫補助所要 額 ⑨(⑧×1/2)	事業開始年月 日 ⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄および⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、こども送迎センター事業を開始する(した)年月日を記入すること。

別表2

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
(1)代替保育利用支援								
(2)予約制導入に係る体制整備								
計								

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(1)代替保育利用支援

NO.	対象事業	年間利用 実人数	年間利用 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補 助額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×1/2)	⑬
		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	
1							0			0			
2							0			0			
3							0			0			
小計		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
- ②欄は、年間の利用実人数を記入すること。
- ③欄は、年間の延べ利用月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
- ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 ○○保育園○時間○円、補助額 1人につき○月当たり○円上限)

別表2

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名 \_\_\_\_\_

(2) 予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	対象人数 ③ 人	予約入所実施 時期 ④	配置職員 ⑤	総事業費 ⑥ 円	寄付金その他 の収入額 ⑦ 円	差引額 ⑧(⑥-⑦) 円	対象経費の 実支出額 ⑨ 円	国庫補助 基準額 ⑩ 円	選定額 ⑪ 円	国庫補助 基本額 ⑫ 円	国庫補助 所要額 ⑬(⑫×1/2) 円
1								0			0		
2								0			0		
3								0			0		
4								0			0		
5								0			0		
6								0			0		
小計			人			円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、年間の対象人数を記入すること。
- ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨ 円
(1)代替保育利用支援									
(2)予約制導入に係る体制整備									
計								※1	※2

(記載上の注意)

1. ①欄から⑨欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名

(1)代替保育利用支援

NO.	対象事業	年間利用 実人数	年間利用 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補 助額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)	⑭
		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1							0			0				
2							0			0				
3							0			0				
小計		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
- ②欄は、年間の利用実人数を記入すること。
- ③欄は、年間の延べ利用月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
- ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 ○○保育園○時間○円、補助額 1人につき○月当たり○円上限)

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名 \_\_\_\_\_

(2) 予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	対象人数 ③ 人	予約入所実施 予定時期 ④	配置職員 ⑤	総事業費 ⑥ 円	寄付金その他 の収入額 ⑦ 円	差引額 ⑧(⑥-⑦) 円	対象経費の 実支出額 ⑨ 円	国庫補助 基準額 ⑩ 円	選定額 ⑪ 円	市町村 補助額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2) 円
1								0			0			
2								0			0			
3								0			0			
4								0			0			
5								0			0			
6								0			0			
小計			人			円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、年間の対象人数を記入すること。
- ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記載すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
(1)3歳児受入れ連携支援事業								
(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業								
計								

(記載上の注意)

- ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	連携支援コーディネーターの職種 ③	連携施設設定状況 ④	満3歳以上の児童の定員拡大 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)
				か所		円	円	円	円	円	円	円	円
1				家庭的保育				0			0		
				小規模保育									
				事業所内保育									
2				家庭的保育				0			0		
				小規模保育									
				事業所内保育									
3				家庭的保育				0			0		
				小規模保育									
				事業所内保育									
4				家庭的保育				0			0		
				小規模保育									
				事業所内保育									
5				家庭的保育				0			0		
				小規模保育									
				事業所内保育									
6				家庭的保育				0			0		
				小規模保育									
				事業所内保育									
小計				か所		円	円	円	円	円	円	円	円
				家庭的保育									
				小規模保育									
				事業所内保育									

(記載上の注意)

- ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他( ))のいずれかを記入すること。ウの場合は、( )内に具体的な内容を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(×1/2) 円	コーディネーター数 ⑨ 人	家庭的 保育事業者数 ⑩ 人	実施事業内容 ⑪
家庭的保育コンソーシアム形成事業											1. 共同での備品購入等の調整 2. 共同での自園調理等の調整 3. 連携施設からの給食提供等の調整 4. 代替保育等の調整 5. 家庭的保育補助者の雇用管理等 6. 子どものための教育・保育給付交付金 等の請求等の事務処理 7. 各家庭的保育事業所への巡回指導又は 相談支援等 8. その他( )
計											

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、コンソーシアムを形成する事業者数を記入すること。
- ⑪欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

18-2 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	連携支援コーディネーターの職種 ③	連携施設設定状況 ④		満3歳以上の 児童の定員拡大 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他 の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村 補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2)
				か所											
1				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育											
				事業所内保育											
2				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育											
				事業所内保育											
3				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育											
				事業所内保育											
4				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育											
				事業所内保育											
5				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育											
				事業所内保育											
6				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育											
				事業所内保育											
小計					か所		円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円
				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											

(記載上の注意)

- ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他( ))のいずれかを記入すること。ウの場合は、( )内に具体的な内容を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

19-1 医療的ケア児保育支援モデル事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県・指定都市・中核市名

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	医療的ケアに 従事する職員 ③	対象 児童数 ④	必要とする 医療的ケア ⑤	保育士の研修 受講支援 ⑥	補助者の加配 ⑦	医療的ケア児 保育支援者 の配置 ⑧	ガイドライン策 定 ⑨	総事業費 ⑩	寄付金その他 の 収入額 ⑪	差引額 ⑫(⑩-⑪)	対象経費の 実支出額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭	選定額 ⑮	国庫補助基本 額 ⑯	国庫補助所要 額 ⑰(⑯×1/2)
1				人													
2																	
3																	
4																	
5																	
小計				人						円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受け入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受け入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、必要とする医療的ケアを記入すること(例:たん吸引、経管栄養、導尿等)
- ⑥欄は、保育士の研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児の保育を行うための保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、医療的ケア児保育支援者を配置する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインの策定を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑮欄は、⑫欄、⑬欄及び⑭欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑯欄には、⑮欄の額を記入すること。
- ⑰欄には、⑯欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

19-2 医療的ケア児保育支援モデル事業(都道府県間接補助分)

市町村名

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	医療的ケアに 従事する職員 ③	対象 児童数 ④	必要とする 医療的ケア ⑤	保育士の研 修受講支援 ⑥	補助者の加 配 ⑦	医療的ケア 児 保育支援者 の配置 ⑧	ガイドライン 策定 ⑨	総事業費 ⑩	寄付金その 他の 収入額 ⑪	差引額 ⑫(⑩-⑪)	対象経費の 実支出額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭	選定額 ⑮	⑮×3/4 ⑯	都道府県補 助額 ⑰	国庫補助基 本額 ⑱	国庫補助所 要額 ⑲(⑱×2/3)
1				人															
2																			
3																			
4																			
5																			
小計				人						円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受け入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受け入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、必要とする医療的ケアを記入すること(例:たん吸引、経管栄養、導尿等)
- ⑥欄は、保育士の研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児の保育を行うための保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、医療的ケア児保育支援者を配置する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインの策定を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑮欄は、⑫欄、⑬欄及び⑭欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑱欄には、⑯欄と⑰欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑲欄には、⑱欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

20-1 家庭支援推進保育事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

NO.	保育所等名 ①	設置主体 (公又は私) ②	年間事業 月数 ③	平均対象児童 入所率 ④	加配保育士数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他 の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助 基本額 ⑫	国庫補助 所要額 ⑬(⑫×1/2)
			月	%	人	円	円	円	円	円	円	円	円
1													
2													
3													
4													
5													
6													
小計	か所	か所 公 私			人	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. 保育所等ごとに記入すること。
2. ②欄は、いずれかを選択すること。
3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。  
(必ず40%以上、小数点第1位まで記入)  
ただし、年間平均の対象児童入所率が40%を下回る場合は、40%を超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。  
(この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が40%を超えた月数を記入すること。)
4. ⑤欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
5. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
7. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

20-2 家庭支援推進保育事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

NO.	保育所等名 ①	設置主体 (公又は私) ②	年間事業 月数 ③	平均対象児童 入所率 ④	加配保育士数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他 の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村 補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2)
			月	%	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1														
2														
3														
4														
5														
6														
小計	か所	か所 公 私			人	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

(記載上の注意)

1. 保育所等ごとに記入すること。
2. ②欄は、いずれかを選択すること。
3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。  
(必ず40%以上、小数点第1位まで記入)  
ただし、年間平均の対象児童入所率が40%を下回る場合は、40%を超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。  
(この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が40%を超えた月数を記入すること。)
4. ⑤欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
5. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
7. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

21-1 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市 名

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助 基本額 ⑫	国庫補助 所要額 ⑬
				人	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	か所		人	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄と同額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に1/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

別表2

21-2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/3)
				人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	か所		人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

21-3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(都道府県間接補助事業)

都道府県  
名

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	(⑪×2/3) ⑫	都道府県 補助額 ⑬	国庫補助 基本額 ⑭	国庫補助 所要額 ⑮(⑭×1/2)
				人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	か所	/	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村		公 私												

(記載上の注意)

- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑭欄は、⑫欄の額と⑬欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

指定都市  
中核市 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
(1)基本改善事業								
①保育所等設置促進事業								
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業								
(1) 計(A)								
(2)環境改善事業								
①障害児受入促進事業								
②分園推進事業								
③熱中症対策事業								
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業								
(2)(緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)								
合 計(A+B)	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市  
名  
中核市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	提供する保育サービス内容 ⑫	実施事業内容 ⑬
			円	円	円	円	円	円	円	円		
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市名  
中核市名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	事業開始年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
			円	円	円	円	円	円	円	円		
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市名  
中核市名

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の収入額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の実支出額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3) 円	実施事業内容 ⑫
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
											1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私									

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市名  
中核市

(2)環境改善事業

②分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	実施事業内容 ⑫
			円	円	円	円	円	円	円	円	
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私									

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置 室数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)
			円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、冷房設備を新規設置するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市名  
中核市名

(2) 環境改善事業

④ 病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の収入額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の実支出額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3) 円	事業開始年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

指定都市  
中核市 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(1) 基本改善事業									
① 保育所等設置促進事業									
② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業									
(1) 計(A)									
(2) 環境改善事業									
① 障害児受入促進事業									
② 分園推進事業									
③ 熱中症対策事業									
④ 病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業									
(2) (緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)									
合 計(A+B)	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市  
名  
中核市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他 の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3)	提供する保育サービス 内容 ⑬	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較し、少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市名  
中核市名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3)	事業開始年月日 ⑬	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円		
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他 の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑩×1/3)	実施事業内容 ⑬
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
												1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑩欄と⑨欄の少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

②分園推進事業

指 定 都 市 名  
中 核 市 名

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他 の収入額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 実支出額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	市町村補助額 ⑩ 円	国庫補助基本額 ⑪ 円	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3) 円	実施事業内容 ⑬
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私										

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄と⑨欄の少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名  
中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 室数 ③	総事業費 ④	寄付金その他 の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3)
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村											

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、冷房設備を新規設置するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄と⑨欄の少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市名  
中核市名

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の収入額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の実支出額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	市町村補助額 ⑩ 円	国庫補助基本額 ⑪ 円	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/3) 円	事業開始年月日 ⑬	実施事業内容 ⑭
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ①欄は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(総括)(都道府県間接補助事業)

都道府県 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×2/3) ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩
(1)基本改善事業										
①保育所等設置促進事業										
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業										
(1) 計(A)										
(2)環境改善事業										
①障害児受入促進事業										
②分園推進事業										
③熱中症対策事業										
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業										
(2)(緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)										
合 計(A+B)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都道府県名

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	提供する保育サービス内容 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		公 私												

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都道府県名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他の収入額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の実支出額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	(⑨×2/3) ⑩ 円	都道府県補助額 ⑪ 円	国庫補助基本額 ⑫ 円	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2) 円	事業開始年月日 ⑭	実施事業内容 ⑮
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
														1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公私												

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他 の収入額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 実支出額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	(⑨×2/3) ⑩ 円	都道府県 補助額 ⑪ 円	国庫補助基本額 ⑫ 円	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2) 円	実施事業内容 ⑭
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
													1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都道府県名

(2)環境改善事業

②分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他 の収入額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 実支出額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	(⑨×2/3) ⑩ 円	都道府県 補助額 ⑪ 円	国庫補助基本額 ⑫ 円	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2) 円	実施事業内容 ⑭
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
													1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村		公 私											

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 室数 ③	総事業費 ④ 円	寄付金その他 の収入額 ⑤ 円	差引額 ⑥(④-⑤) 円	対象経費の 実支出額 ⑦ 円	国庫補助基準額 ⑧ 円	選定額 ⑨ 円	(⑨×2/3) ⑩ 円	都道府県 補助額 ⑪ 円	国庫補助基本額 ⑫ 円	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2) 円
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村												

(記載上の注意)

- ③欄は、冷房設備を新規設置するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	事業開始年月日 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
														1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村		公 私												

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-4 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

市町村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(2)環境改善事業								
⑤緊急一時預かり推進事業								
⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業								
小計 (緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-4 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

⑤緊急一時預かり推進事業

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/2)	事業開始年月日 ⑪	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
	公 私										

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、緊急一時預かり事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-4 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名

⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③ 円	寄付金その他の収入額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の実支出額 ⑥ 円	国庫補助基準額 ⑦ 円	選定額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/2) 円	事業開始年月日 ⑪	実施事業内容 ⑫
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
											1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所 公 私	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-5 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

市町村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(2)環境改善事業									
⑤緊急一時預かり推進事業									
⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業									
小計 (緊急一時預かり推進事業及び放課後児童クラブ閉所 時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)									
合 計	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

22-5 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

⑤緊急一時預かり推進事業

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/2)	事業開始年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	公 私											

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、低い額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、緊急一時預かり事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

22-5 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/2)	事業開始年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
												1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	公 私											

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、低い額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

22-6 保育環境改善等事業（間接補助事業分）  
 (2) 環境改善事業  
 ⑦安全対策事業

都道府県  
市町村 名

対象施設名 ①	対象施設の類型 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	(⑧×3/4) ⑨	自治体補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×2/3)	購入等した機器 ⑬	単価 ⑭	数量 ⑮	リースの場合 の期間 ⑯
対象児童数 人												(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ( )			
対象児童数 人												(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ( )			
対象児童数 人												(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ( )			
が所		円	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2				

(記載上の注意)

- ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は実際に補助対象機器の使用対象となった児童数を記入すること(対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全てに○をすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。
- ⑮欄は、購入した機器の数量を記載すること。ただし、①の対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。
- ⑯欄は、機器をリースする場合のリース期間を記入すること。

別表2

23-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化学業(総括)(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県  
市町村名

---

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業								
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業								
計								

(記載上の注意)

- ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

別表2

23-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

(1) 質の確保・向上のための研修事業

都道府県  
市町村名

研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	開催回数 ③	研修受講者数 ④	研修の内容 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪
		回	人	1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他	円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
合計	か所	回	人		円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、実施する研修内容に○をすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

23-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

(2) 質の確保・向上のための巡回支援指導事業

都道府県  
市町村名

巡回支援指導 実施事業者(所)名 ①	巡回支援 指導員数 ②	指導を実施する 施設・延べ回数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨
	人	回	円	円	円	円	円	円
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
合計	人	回	円	円	円	円	円	円
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						

(記載上の注意)

- ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- ③欄は、各施設・事業類型に対する実施延べ回数を記載すること。  
 保育所…保育所 こども園…認定こども園 地域型保育…地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)  
 地域子ども…地域子ども・子育て支援事業 認可外…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

23-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(総括)(都道府県間接補助事業分)

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	(⑥×3/4) ⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×2/3) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業										
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業										
計										

(記載上の注意)

- ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。

別表2

23-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(1) 質の確保・向上のための研修事業

市町村名

研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	開催回数 ③	研修受講者数 ④	研修の内容 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪
		回	人	1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他	円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他						
合計	か所	回	人		円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、実施する研修内容に○をすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

23-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(2) 質の確保・向上のための巡回支援指導事業

市町村名

巡回支援指導 実施事業者(所)名 ①	巡回支援 指導員数 ②	指導を実施する 施設・延べ回数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨
	人	回	円	円	円	円	円	円
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						
合計	人	回	円	円	円	円	円	円
		保育所						
		こども園						
		地域型保育						
		地域子ども						
		認可外						
		合計						

(記載上の注意)

- ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- ③欄は、各施設・事業類型に対する実施延べ回数を記載すること。  
 保育所…保育所    こども園…認定こども園    地域型保育…地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)  
 地域子ども…地域子ども・子育て支援事業    認可外…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

24-1 保育施設・事業の届出促進事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県・指定都市・中核市 名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×3/4) 円
保育施設・事業の届出促進事業								
計								

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

24-2 保育施設・事業の届出促進事業(都道府県間接補助事業分)

	市町村名									
	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×7/8)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩(⑨×6/7) 円
保育施設・事業の届出促進事業										
計										

(記載上の注意)

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑦欄は、⑥欄に7/8を乗じた額を記入すること。
3. ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。
4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

25 放課後居場所緊急対策事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助 基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助 基本額 ⑧ 円	国庫補助 所要額 ⑨(⑧×1/3) 円	実施場所 ⑩	運営主体 ⑪	開所状況			事業実施月 数 ⑮ 月	開設準備経 費 ⑯
											週の開所日 数 ⑫ 日	開所時間 ⑬ 時間	待機児童数 ⑭ 人		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
合計( 箇所)	円	円	円	円	円	円	円	円							

(記入上の注意)

- ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。  
⑮欄の事業実施月数÷12×1,021,000円 (+ ⑯欄に「○」を記入した場合、500,000円)
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、児童館(児童センター含む)、公民館、塾、スポーツクラブ、小学校の余裕教室、民家・アパート、保育所、認定こども園、幼稚園、団地集会室、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。  
※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。
- ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑬欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
- ⑭欄は、4月1日における市町村内の放課後児童クラブの待機児童数を記入すること。なお、4月1日時点で事業を開始していない場合、事業開始月の1日時点の待機児童数を記入すること。
- ⑮欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2

26 小規模多機能・放課後児童支援事業

事業所名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助 基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助 基本額 ⑧ 円	国庫補助 所要額 ⑨(⑧×1/3) 円	実施場所 ⑩	運営主体 ⑪	事業内容等 ⑫	開所状況			事業実施月数 ⑬ 月	放課後児童支援員の配置		開設準備経費 ⑱
												週の開所日数 ⑬ 日	開所時間数 ⑭ 時間	利用児童数 ⑮ 人		配置の有無 ⑰	配置月数 ⑱ 月	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
合計(  か所)	円	円	円	円	円	円	円	円						人				

(記入上の注意)

- ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。  
 ・⑫欄を「事業内容(1)」としたとき… ⑬欄の事業実施月数÷12×1,021,000円 + ⑱欄の配置月数÷12×680,000円 (+ ⑲欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)  
 ・⑫欄を「事業内容(2)」としたとき… ⑬欄の事業実施月数÷12×2,121,000円 + ⑱欄の配置月数÷12×680,000円 (+ ⑲欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、児童館(児童センター含む)、公民館、塾、スポーツクラブ、小学校の余裕教室、民家・アパート、保育所、認定こども園、幼稚園、団地集会所、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。  
 ※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。
- ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑫欄は、「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2の3のうち、(1)又は(2)のいずれかを選択すること。
- ⑭欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
- ⑮欄は、年間平均利用児童数を記入することとし、小数点以下は切り捨てること。
- ⑯欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑰欄は、放課後児童支援員を配置した場合には「○」を記入すること。
- ⑱欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。なお、⑲欄に「○」を記入しない場合、空欄とすること。
- ⑲欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2

27 待機児童対策協議会推進事業

都道府県名

	対象経費の 実支出額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	配置職員の職種 ③
待機児童対策協議会推進事業			
計			

(記載上の注意)

- ③欄は、配置する職員の職種(事務、保育士、保健師等)を記入すること。

別表2

28-1 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県、市町村直接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	対象経費の 実支出額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	実施事業内容 ③
新たな待機児童対策提案型事業			1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業
計			

(記載上の注意)

- ③欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

## 28-2 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県・市町村間接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準 額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県又は 市町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要 額 ⑨(⑧×10/10) 円	実施事業内容 ⑩
新たな待機児童対策提案型事業										1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計								※1 円	※2 円	

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

28-3 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県間接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準 額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県補助 額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要 額 ⑨(⑧×10/10) 円	実施事業内容 ⑩
新たな待機児童対策提案型事業										1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計										

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

29-1 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準 額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本 額 ⑧ 円	国庫補助所要 額 ⑨(⑧×1/2) 円	地域連携推進 員配置数 ⑩ 人
計									

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

29-2 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県・間接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出額 ⑤ 円	国庫補助基準 額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	(⑦×3/4) ⑧ 円	都道府県補助 額 ⑨ 円	国庫補助基本 額 ⑩ 円	国庫補助所 要額 ⑪(⑩×2/3) 円	地域連携推進員 配置数 ⑫ 人
計											

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

30-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)(総括)

都道府県  
市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)改修費等支援								
(2)移転費等支援								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

30-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)  
 (1)改修費等支援

都道府県  
 市町村名

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③ 人	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ⑦ 円	寄付金その他 の収入額 ⑧ 円	差引額 ⑨(⑦-⑧) 円	対象経費の 実支出額 ⑩ 円	国庫補助基準額 ⑪ 円	選定額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2) 円
合 計		人				円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

30-1 認可化移行移転費等支援事業(直接補助分)  
 (2)移転費等支援

都道府県  
 市町村名

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他 の収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の実支出額			国庫補助基準額 ⑬	選定額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯(⑮×1/2)
									⑩	移転費 ⑪	仮設設置費 ⑫				
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑭欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑮欄には、⑭欄の額を記入すること。
- ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

30-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助事業分)(総括)

都道府県  
市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×3/4) ⑦	自治体補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩
(1)改修費等支援										
(2)移転費等支援										
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

30-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)  
 (1) 改修費等支援

都道府県  
 市町村名

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その 他の収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪	選定額 ⑫	(⑫×3/4) ⑬	自治体 補助額 ⑭	国庫補助 基本額 ⑮	国庫補助 所要額 ⑯(⑮×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

30-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)  
 (2) 移転費等支援

都道府県  
市町村名

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その 他の収入 額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の実支出額			国庫補助 基準額 ⑬	選定額 ⑭	⑭×3/4 ⑮	自治体 補助額 ⑯	国庫補助 基本額 ⑰	国庫補助 所要額 ⑱(⑰×2/3)
									⑩	移転費 ⑪	仮設設置 費 ⑫						
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑭欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑰欄は、⑮欄と⑯欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑱欄には、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。